

税務概要

令和5年度版

(2023年度版)

練馬区

凡 例

1. 『税務概要』は、税務課、収納課にある資料、各種報告書等を参考にして集録した。
2. この『税務概要』は原則として各年度の決算額を令和4年度まで収録した。ただし、できるだけ最新の数値を掲載するため、令和5年度分（6月末調定額等）についても収録した。
3. 記載の方法は、つぎのとおりである。
 - 年次何年とあるのは暦年（1月から12月まで）
 - 「...」資料のないもの
 - 「」皆無、または定義上該当数値のないもの
 - 「0」「0.0」統計表中の単位に満たないもの
4. 数値の単位未满是、四捨五入を原則とした。したがって合計の数値と内訳の計とが一致しないことがある。

目次

区 の 概 要	
1. 位置	3
2. 人口および世帯	3
3. 区の財政	4
税 務 課 ・ 収 納 課	
1. 組織および職員構成	6
2. 税務費に関する調	10
特 別 区 税	
1. 特別区税	11
(1) 特別区税のしくみ(令和4年度)	12
(2) 特別区税決算額	18
(3) 区民の特別区税負担額(調定額ベース)	20
2. 特別区民税	21
税制改正	22
(1) 納税義務者数	23
(2) 調定額の内訳および収入額	24
(3) 所得割の課税最低限【特別区民税・都民税(住民税)】(令和4年度)	26
(4) 所得控除額【特別区民税・都民税(住民税)】	27
(5) 非課税の所得限度額【特別区民税・都民税(住民税)】	27
(6) 滞納整理状況	28
(7) 差押財産別滞納処分状況	30
3. 軽自動車税環境性能割	32
4. 軽自動車税種別割	33
5. 特別区たばこ税	42
6. 入湯税	43
都民税徴収取扱費	44
税 の 証 明	46
納 税 貯 蓄 組 合	47
参 考 資 料	
1. 特別区税収入額の比較(令和4年度)	48
2. 特別区税負担額の比較(令和4年度)(税込額ベース)	50
3. 特別区民税・都民税の調定額および収入額	54
4. 特別区民税の納税義務者数等に関する調(課税状況等の調による)	56
5. 特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調(課税状況等の調による)	58
6. 特別区民税の減免該当者に関する調(特別区税に関する調による)	62
7. 特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調 (特別区税に関する調による)	62
8. 年齢区分別特別区民税課税額(令和4年度賦課ベース)	64

区の概要

1. 位置



2. 人口および世帯

年	区分			世帯数			1世帯当たり 人数
	人口	前年比	指数	世帯	前年比	指数	
	人	%		世帯	%		人/世帯
30	728,479	100.7	100.0	365,725	101.4	100.0	1.99
元	732,433	100.5	100.5	370,567	101.3	101.3	1.98
2	739,435	101.0	101.5	377,837	102.0	103.3	1.96
3	740,099	100.1	101.6	380,495	100.7	104.0	1.95
4	738,358	99.8	101.4	381,830	100.4	104.4	1.93
5	738,914	100.1	101.4	385,142	100.9	105.3	1.92

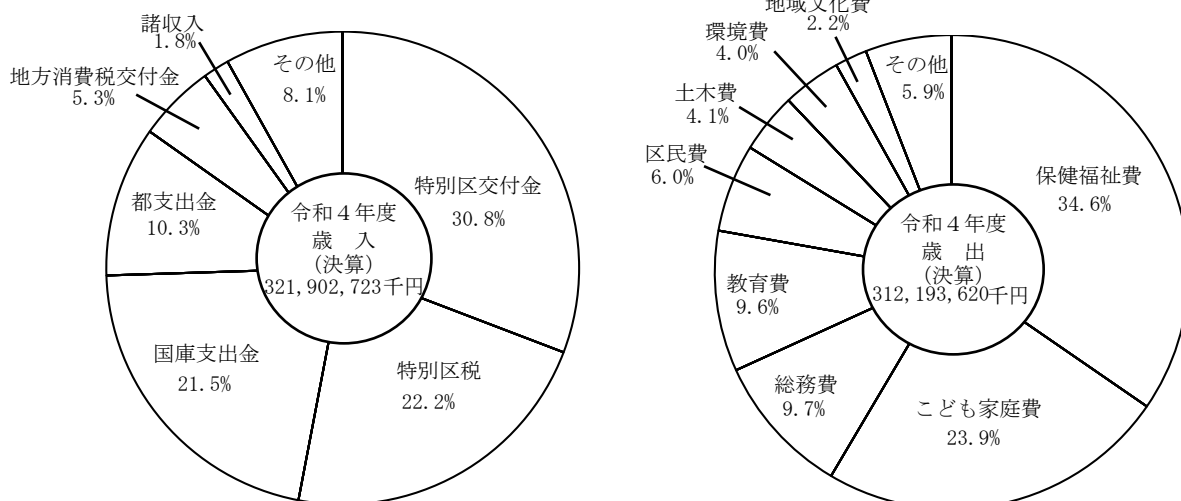
各年1月1日現在。指数:平成30年を100とする。外国人住民を含む。

3. 区 の 財 政

令和 4 年度（区一般会計決算）

歳 入				歳 出			
項 目	決 算 額	構 成 比	前 年 度 比	項 目	決 算 額	構 成 比	前 年 度 比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	71,511,170	22.2	102.4	議 会 費	990,205	0.3	103.5
地 方 譲 与 税	1,074,149	0.3	100.5	総 務 費	30,286,749	9.7	120.8
利 子 割 交 付 金	240,594	0.1	131.3	区 民 費	18,754,531	6.0	108.9
配 当 割 交 付 金	1,280,407	0.4	97.3	産 業 経 済 費	3,880,351	1.2	99.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	983,189	0.3	61.2	地 域 文 化 費	6,854,465	2.2	105.5
地 方 消 費 税 交 付 金	17,220,764	5.3	106.2	保 健 福 祉 費	107,942,013	34.6	101.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	48	0.0	1600.0	環 境 費	12,401,753	4.0	101.4
環 境 性 能 割 交 付 金	271,321	0.1	115.3	都 市 整 備 費	3,614,973	1.2	97.8
地 方 特 例 交 付 金	610,323	0.2	107.3	土 木 費	12,866,122	4.1	120.1
特 別 区 交 付 金	99,253,496	30.8	108.8	教 育 費	29,932,308	9.6	96.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	63,659	0.0	92.0	こ だ も 家 庭 費	74,560,956	23.9	94.8
分 担 金 及 び 負 担 金	1,212,432	0.4	104.3	公 債 費	4,625,711	1.5	77.0
使 用 料 及 び 手 数 料	5,030,028	1.6	108.6	諸 支 出 金	5,483,483	1.8	124.3
国 庫 支 出 金	69,323,548	21.5	86.6	予 備 費	0	0.0	—
都 支 出 金	33,184,252	10.3	114.5				
財 産 収 入	351,641	0.1	100.7				
寄 付 金	68,645	0.0	62.8				
繰 入 金	4,945,128	1.5	109.0				
繰 越 金	5,553,222	1.7	117.6				
諸 収 入	5,705,143	1.8	132.2				
特 別 区 債	4,019,564	1.2	64.8				
合 計	321,902,723	100.0	101.4	合 計	312,193,620	100.0	101.8

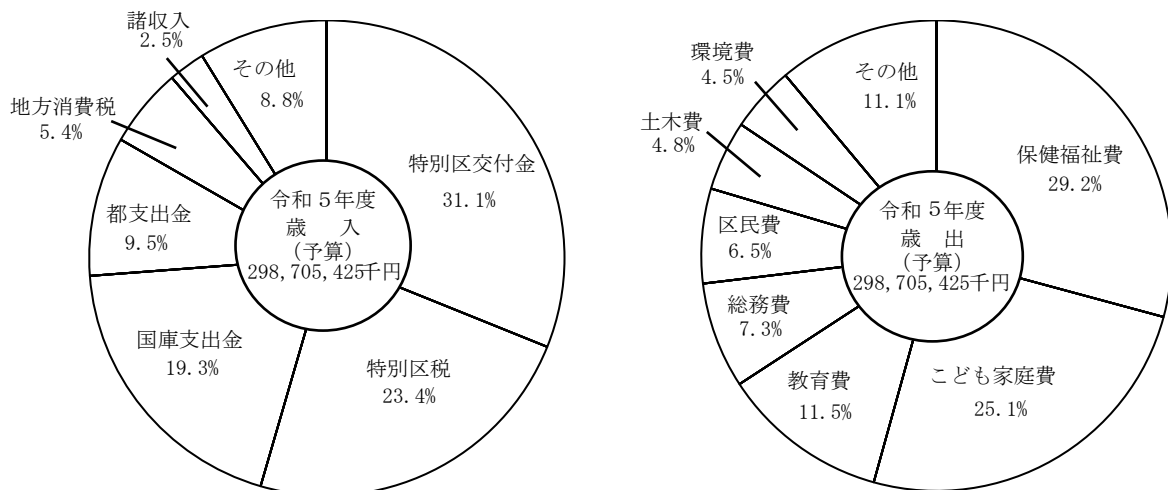
(図1) 歳入・歳出決算額における主な項目の構成比



令和 5 年度（区一般会計予算）

歳 入				歳 出			
項 目	予 算 額	構成比	前年度比	項 目	予 算 額	構成比	前年度比
	千円	%	%		千円	%	%
特別区税	69,846,592	23.4	100.1	議会費	1,024,481	0.3	102.5
地方譲与税	1,058,000	0.4	95.5	総務費	21,657,397	7.3	94.3
利子割交付金	190,000	0.1	100.0	区民費	19,481,370	6.5	102.5
配当割交付金	1,100,000	0.4	110.0	産業経済費	5,509,155	1.8	184.7
株式等譲渡所得割交付金	1,000,000	0.3	90.9	地域文化費	9,455,130	3.2	138.5
地方消費税交付金	16,000,000	5.4	103.8	保健福祉費	87,240,351	29.2	93.8
環境性能割交付金	320,000	0.1	88.9	環境費	13,325,591	4.5	102.8
地方特例交付金	540,000	0.2	110.2	都市整備費	7,851,939	2.6	165.9
特別区交付金	92,840,138	31.1	105.1	土木費	14,335,294	4.8	107.5
交通安全対策特別交付金	64,000	0.0	100.0	教育費	34,273,659	11.5	112.2
分担金及び負担金	1,274,854	0.4	103.4	こども家庭費	75,087,747	25.1	101.6
使用料及び手数料	5,196,060	1.7	102.5	公債費	4,643,944	1.6	99.1
国庫支出金	57,792,362	19.3	105.3	諸支出金	4,719,367	1.6	92.1
都支出金	28,367,532	9.5	103.2	予備費	100,000	0.0	100.0
財産収入	685,264	0.2	179.4				
寄付金	6,301	0.0	70.8				
繰入金	6,631,344	2.2	65.3				
繰越金	2,000,000	0.7	100.0				
諸収入	7,399,978	2.5	135.0				
特別区債	6,393,000	2.1	95.0				
合 計	298,705,425	100.0	102.6	合 計	298,705,425	100.0	102.6

(図2) 歳入・歳出予算額における主な項目の構成比



税務課・収納課

1. 組織および職員構成

(1) 税務課

(令和5年5月1日現在)

係名	事務分掌	職員数		
		男	女	計
管理係 (税務課長を含む)	1. 税制の調査に関する事。 2. 税務事務の連絡調整および税務統計に関する事。 3. 課の庶務事務に関する事。 4. 税務情報の庁内利用に関する事。 5. 課内他の係に属しない事。	4	2	6
区税電算係	1. 特別区民税および都民税(以下「特別区民税等」という。)の電算システムに関する事。 2. 地方税ポータルシステムに関する事。	4	2	6
区税第一係 ～ 区税第四係	1. 特別区民税等の課税計画に関する事。 2. 特別区民税等の賦課に関する事。 3. 確定申告書の閲覧事務に関する事。	11	17	28
区税調整係	1. 特別区民税等の課税計画に関する事。 2. 特別区民税等の賦課に係る事務に関する事。 3. 特別区民税等の賦課に関する事。 4. 特別区民税等の減免に関する事。 5. 年末調整事務に関する事。	3	2	5
区税事務係	1. 特別区民税等の課税事務に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 2. 特別区たばこ税に関する事。 3. 鉱産税に関する事。 4. 入湯税に関する事。 5. 軽自動車税の賦課に関する事。 6. 原動機付自転車および小型特殊自動車の標識に関する事。 7. 軽自動車税の証明に関する事。 8. 特別区民税等の証明に関する事。	3	4	7
合 計		25	27	52

税証明の交付および軽自動車の登録・廃車等の業務は委託している。

職員数に以下の者は含めない。

- ・短時間の再任用の職員(フルタイム再任用は含める)
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員(産休中の職員は含める)

(2) 収納課

(令和5年5月1日現在)

係名	事務分掌	職員数		
		男	女	計
管理係 (収納課長を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 債権管理の推進に関する事。 納税貯蓄組合に関する事。 都民税分の納入に関する事。 特別区民税等の収納統計に関する事。 課の庶務事務に関する事。 課内他の係に属しない事。 	人	人	人
収納電算係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等および国民健康保険料の電算システムに関する事(課内他の係に属するものを除く。) 	1	2	3
債権回収支援係	<ol style="list-style-type: none"> 債権回収の支援に関する事。 特別区民税等および国民健康保険料その他の公金の収納に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 特別区民税等および国民健康保険料の滞納処分に係る公売に関する事。 	1	2	3
計画調整係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等および国民健康保険料の収納計画に関する事。 特別区民税等および国民健康保険料その他の公金の収納に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 特別区民税等および国民健康保険料の業務委託に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 特別区民税等および国民健康保険料の滞納管理システムに関する事。 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料の一斉催告に関する事。 他自治体等からの滞納者実態調査に関する事(部内他の課に属するものを除く。) 	5	3	8
個人収納係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等(普通徴収分および年金特別徴収分)その他の公金の収納および督促に関する事。 特別区民税等(普通徴収分)の口座振替に関する事。 特別区民税等(普通徴収分および年金特別徴収分)の還付および充当に関する事。 	2	4	6
納付相談係	<ol style="list-style-type: none"> 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の収納に関する事(課内他の係に属するものを除く。) 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の納付相談に関する事。 特別区民税等(普通徴収分)および国民健康保険料その他の公金の催告および執行停止に関する事。 	6	8	14

整理第一係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別区民税等（普通徴収分）および国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）および国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 	3	2	5
整理第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別区民税等（普通徴収分）および国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）および国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 	0	5	5
個人機動整理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別区民税等（普通徴収分）および国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）および国民健康保険料その他の公金の滞納整理に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 3. 特別区民税等（普通徴収分）および国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 4. 収納囑託および受任に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 5. 国民健康保険短期被保険者証および国民健康保険被保険者資格証明書の発行に係る判定に関すること。 	4	5	9
事業所収納係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別区民税等（給与特別徴収分）その他の公金の収納および督促に関すること。 2. 特別区民税等（給与特別徴収分）の還付および充当に関すること。 	4	2	6
事業所 機動整理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別区民税等（給与特別徴収分）その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（給与特別徴収分）その他の公金の滞納整理に関すること。 3. 特別区民税等（給与特別徴収分）その他の公金の滞納処分に関すること。 4. 収納囑託および受任に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 	3	1	4
合 計		32	38	70

他に、こくほ収納係（８人）が国民健康保険料の収納に関する事務を分掌している。
職員数に以下の者は含めない。

- ・短時間の再任用・再雇用の職員（フルタイム再任用は含める）
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員（産休中の職員は含める）

<参考：会計年度任用職員>

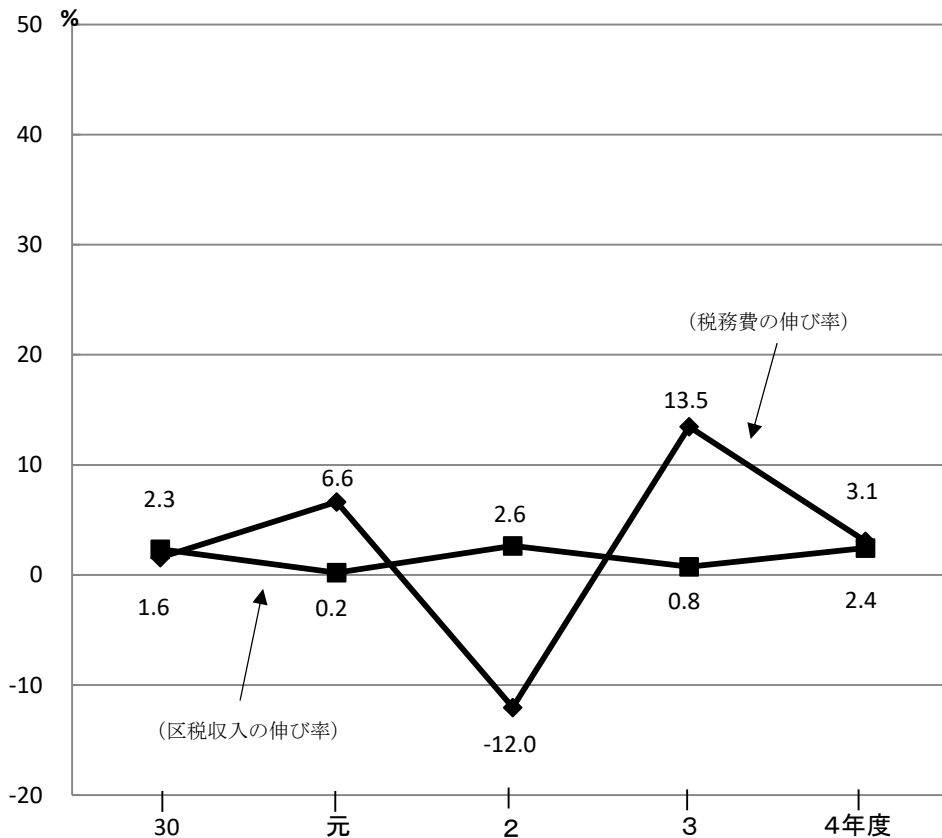
	名称	係名	職員数	合計
税務課	サポートスタッフ（事務）	管理係	２人	４人
	行政事務補佐員	区税第一係	２人	
収納課	サポートスタッフ（事務）	管理係	１人	８人
		計画調整係	２人	
		個人収納係	１人	
		納付相談係	２人	
		整理第一係	１人	
		個人機動整理係	１人	
	税務事務専門員	納付相談係	１人	３人
		個人機動整理係	１人	
		事業所機動整理係	１人	

2. 税務費に関する調

年度	区分	税 務 費 (歳 出)				前 年 比	特 別 区 税 額 収 入	区 税 収 入 に 対 する 税 務 費 合 割
		職 員 人 件 費	事 務 費	還 付 金 等	合 計			
		千円	千円	千円	千円	%	千円	%
30		860,301	465,723	245,851	1,571,875	101.6	67,357,129	2.3
元		831,563	452,974	391,544	1,676,081	106.6	67,494,332	2.5
2		780,121	452,122	242,205	1,474,448	88.0	69,278,731	2.1
3		869,705	498,768	304,489	1,672,962	113.5	69,804,162	2.4
4		883,037	498,582	342,521	1,724,140	103.1	71,511,170	2.4

※ 人件費……報酬、給料、職員手当、共済費(社会保険料を含む)、旅費
 事務費……税務事務費(旅費を除く)
 還付金等……納税貯蓄組合関係補助金、還付金

(図3) 税務費および区税収入額の対前年度伸び率の推移



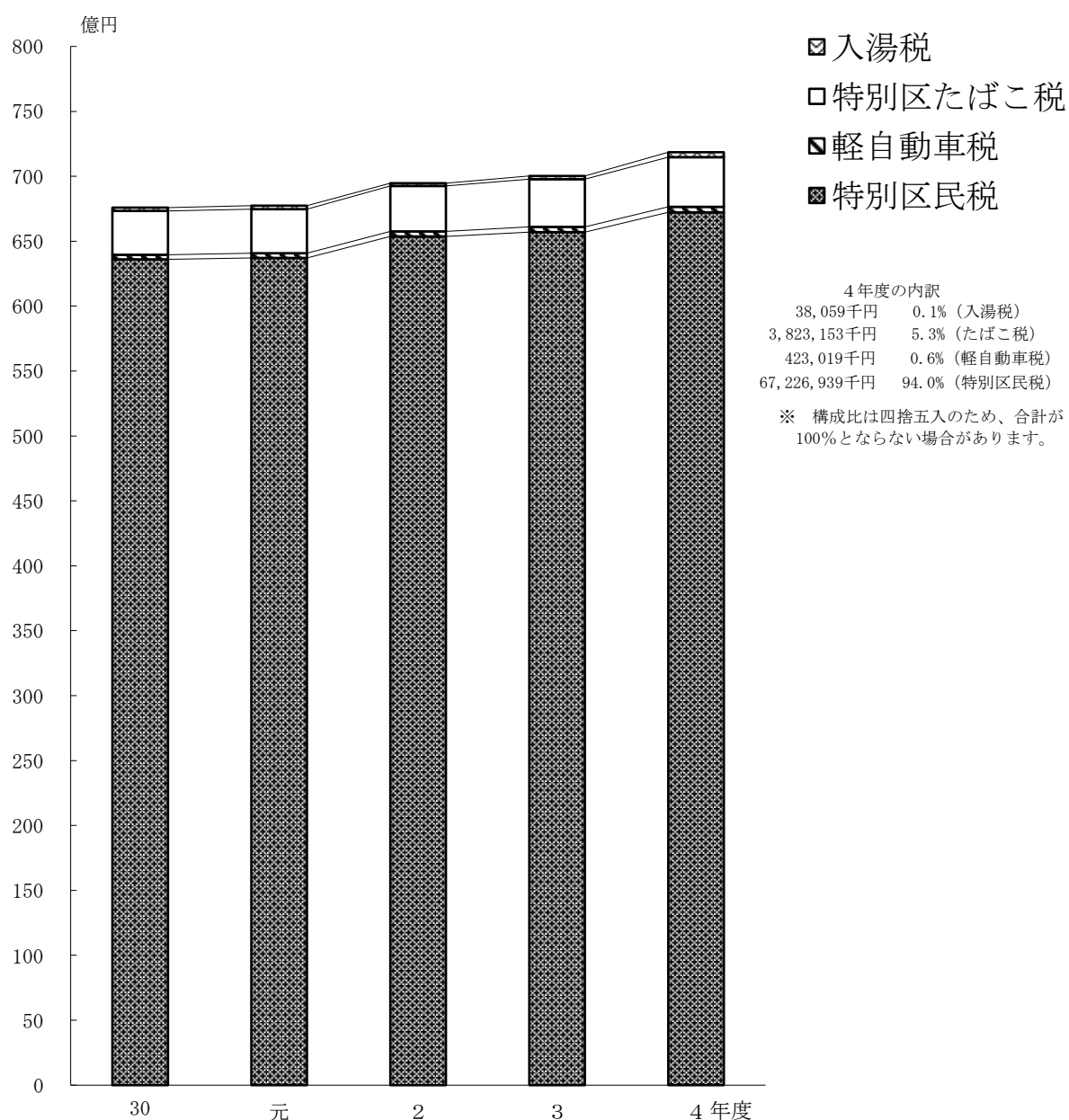
Ⅲ 特別区税

1. 特別区税

練馬区の財政需要を満たすための財政収入は、特別区税・特別区交付金・国庫支出金・都支出金・地方消費税交付金・特別区債・諸収入・使用料及び手数料等でまかなわれている。なかでも特別区税（以下「区税」という。）は財政収入に占める割合が高く、令和4年度における当区の財政収入3,219億272万円に対して、715億1,117万円と、財政収入の22.2%を占めている。

区税収入額は、前年度に比べて17億701万円の増となった。税目別に前年比をみると、特別区民税は2.3%の増、軽自動車税は4.1%の増、特別区たばこ税は4.1%の増、入湯税は54.2%の増となっている。（P18～19参照）

（図4） 特別区税収入額の推移と税目別構成



(1) 特別区税のしくみ（令和4年度）

区分 税目	納税義務者	賦課期日	課税客体 / 課税標準		徴収方法と納期限
特別区 民 税	<p>■ 区内に住所を有する個人</p> <p>■ 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者</p> <p>◆ 非課税の対象者</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>② 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の者</p> <p>③ 前年の所得が練馬区特別区税条例で定める均等割の非課税限度額以下の者</p>	1月1日	<p>(1) 前年の総所得金額</p> <p>(2) 前年の山林所得金額</p> <p>(3) 退職所得金額</p> <p>(ア) 原則は、現年の退職所得金額に対して分離課税を行う。(徴収方法は給与特別徴収)</p> <p>(イ) 例外として、前年の退職所得金額に対して総合課税を行う。</p> <p>(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額 (土地・建物の長期譲渡所得、 土地・建物の短期譲渡所得、 株式等の譲渡所得等、 上場株式等の配当所得、 先物取引の雑所得等)</p>	<p>(1) 総所得金額から所得控除を行った後の金額</p> <p>(2) 山林所得金額から所得控除を行った後の金額</p> <p>(3) 以下(ア)(イ) (ア) 退職所得金額 (イ) 退職所得金額から所得控除を行った後の金額</p> <p>(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額から所得控除を行った後の金額</p>	<p>普通徴収 6月、8月、10月、翌年1月の末日</p> <p>給与特別徴収 6月から翌年5月までの徴収の属する月の翌月10日</p> <p>年金特別徴収 4月から翌年2月までの徴収の属する隔月の翌月10日</p>

税 率	※参考 都民税
Ⓐ 均等割の税率・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,500円	1,500円
Ⓑ 所得割の税率・・・総所得金額、山林所得金額、総合課税の退職所得金額 6.0%	4.0%
Ⓒ 申告分離課税に対する所得割の税率	
<土地・建物の長期譲渡所得>	
① 一般 3.0%	2.0%
② 優良住宅等（下記A・Bより選択）	
A 特別控除の適用を受ける場合 3.0%	2.0%
B 特別控除の適用を受けない場合	
ア 課税所得金額が2千万円以下の部分 2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が2千万円を超える部分 3.0%	2.0%
③ 居住用財産（マイホーム）	
（所有期間10年超・・・取得日から譲渡年の1月1日まで）	
ア 課税所得金額が6千万円以下の部分 2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が6千万円を超える部分 3.0%	2.0%
<土地・建物の短期譲渡所得>	
① 一般 5.4%	3.6%
② 国・地方公共団体に譲渡 3.0%	2.0%
<株式等の譲渡所得等>	
① 上場株式等 3.0%	2.0%
② 一般株式等 3.0%	2.0%
<上場株式等の配当所得>	2.0%
<先物取引の雑所得等>	2.0%
Ⓓ 退職所得の現年分離課税にかかる所得割の税率 6.0%	4.0%

区分 税目	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽 自 動 車 税 種 別 割	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車の 所有者で、区内に 主たる定置場を有 する者	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車	課税客体の台数	4月1日	普通徴収 5月末日

税 率

- (1) 原動機付自転車
- ① 総排気量が50cc以下のもの、または定格出力が0.6Kw以下のもの
(④に該当するものを除く) …………… 年 額 2,000円
 - ② 二輪のもので、総排気量が50ccを超え90cc以下のもの、または
定格出力が0.6Kwを超え0.8Kw以下のもの…………… 年 額 2,000円
 - ③ 二輪のもので、総排気量が90ccを超えるもの、または定格出力が
0.8Kwを超えるもの…………… 年 額 2,400円
 - ④ 三輪以上（ミニカー）のもので、総排気量が20ccを超えるもの、
または定格出力が0.25Kwを超えるもの…………… 年 額 3,700円
- (2) 軽自動車
- ① 二輪のもの(125ccを超え250cc以下、側車付のものを含む)…………… 年 額 3,600円
 - ② 平成21年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両
三輪のもの…………… 年 額 4,600円
四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 8,200円 自家用 12,900円
四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 4,500円 自家用 6,000円
 - ③ 平成21年4月から平成27年3月までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両
三輪のもの…………… 年 額 3,100円
四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 5,500円 自家用 7,200円
四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 3,000円 自家用 4,000円
 - ④ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両
ただし令和4年度に限り軽課が適用される（以下⑤、⑥、⑦に該当する）車両は除く
三輪のもの…………… 年 額 3,900円
四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 6,900円 自家用 10,800円
四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 3,800円 自家用 5,000円
 - ⑤ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和4年度に限り
軽課が適用される車両（概ね75%軽減）
三輪のもの…………… 年 額 1,000円
四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 1,800円 自家用 2,700円
四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 1,000円 自家用 1,300円
 - ⑥ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和4年度に限り
軽課が適用される車両（概ね50%軽減）
三輪のもの（乗用）……………年額 営業用 2,000円
四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 3,500円

区分 税目	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽自動車 税種別割	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者で、区内に主たる定置場を有する者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車	課税客体の台数	4月1日	普通徴収 5月末日
特別区たばこ税	区内に営業所のある小売販売業者に製造たばこを売り渡した、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者	小売販売業者へ売り渡した製造たばこ	小売販売業者への売り渡しに係る製造たばこの本数		申告納付 毎月末日
入湯税	区内の鉱泉浴場における入湯行為の行為者（入湯客）	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場における入湯客の入湯日数		特別徴収 毎月末日

税 率	
⑦ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和4年度に限り 軽課が適用される車両（概ね25%軽減）	
三輪のもの（乗用）	年額 営業用 3,000円
四輪以上のもの（乗用）	年額 営業用 5,200円
⑧ もっぱら雪上を走行するもの	年 額 3,600円
(3) 小型特殊自動車	
① 農耕作業用のもの	年 額 2,400円
② その他のもの	年 額 5,900円
(4) 二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）	年 額 6,000円
特別区たばこ税	
1,000本につき 6,552円	
入湯客1人1日につき、150円とする。	

(2) 特別区税決算額

税目	区分		平成30年度					令和元年度					令
			調定		収入		収入歩合	調定		収入		収入歩合	調
	税額	前年比	税額	前年比	税額	前年比		税額	前年比	税額			
特別区税	69,032,015	101.4	67,357,129	102.3	97.6	69,122,037	100.1	67,494,332	100.2	97.6	70,701,722		
1. 特別区民税	65,250,907	101.5	63,604,624	102.5	97.5	65,313,219	100.1	63,709,889	100.2	97.5	66,770,367		
現年課税分	63,284,981	102.5	62,528,526	102.7	98.8	63,940,862	101.0	62,877,826	100.6	98.3	65,354,618		
滞納繰越分	1,965,926	76.6	1,076,098	92.1	54.7	1,372,357	69.8	832,063	77.3	60.6	1,415,749		
2. 軽自動車税	381,662	101.9	353,059	102.9	92.5	390,676	102.4	366,301	103.8	93.8	409,919		
現年課税分	354,650	102.2	345,671	102.8	97.5	368,463	103.9	360,671	104.3	97.9	390,194		
滞納繰越分	27,012	97.8	7,388	109.6	27.4	22,213	82.2	5,630	76.2	25.3	19,725		
3. 特別区たばこ税	3,373,797	99.8	3,373,797	99.8	100.0	3,391,004	100.5	3,391,004	100.5	100.0	3,500,319		
現年課税分	3,373,797	99.8	3,373,797	99.8	100.0	3,391,004	100.5	3,391,004	100.5	100.0	3,500,319		
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4. 入湯税	25,648	97.1	25,648	97.1	100.0	27,138	105.8	27,138	105.8	100.0	21,117		
現年課税分	25,648	97.1	25,648	97.1	100.0	27,138	105.8	27,138	105.8	100.0	21,117		
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(単位：千円、%)

和 2 年 度				令 和 3 年 度					令 和 4 年 度				
定	収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合	調 定		収 入		収入歩合
	前年比	税 額		前年比	税 額	前年比	税 額		前年比	税 額	前年比	税 額	
102.3	69,278,731	102.6	98.0	71,031,398	100.5	69,804,162	100.8	98.3	72,550,471	102.1	71,511,170	102.4	98.6
102.2	65,369,250	102.6	97.9	66,906,642	100.2	65,699,702	100.5	98.2	68,250,192	102.0	67,226,939	102.3	98.5
102.2	64,680,479	102.9	99.0	65,675,706	100.5	65,002,076	100.5	99.0	67,275,774	102.4	66,660,738	102.6	99.1
103.2	688,771	82.8	48.7	1,230,936	86.9	697,626	101.3	56.7	974,418	79.2	566,201	81.2	58.1
104.9	388,045	105.9	94.7	426,573	104.1	406,277	104.7	95.2	439,067	102.9	423,019	104.1	96.3
105.9	382,152	106.0	97.9	408,007	104.6	400,215	104.7	98.1	424,301	104.0	417,210	104.2	98.3
88.8	5,893	104.7	29.9	18,566	94.1	6,062	102.9	32.7	14,766	79.5	5,809	95.8	39.3
103.2	3,500,319	103.2	100.0	3,673,500	104.9	3,673,500	104.9	100.0	3,823,153	104.1	3,823,153	104.1	100.0
103.2	3,500,319	103.2	100.0	3,673,500	104.9	3,673,500	104.9	100.0	3,823,153	104.1	3,823,153	104.1	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
77.8	21,117	77.8	100.0	24,683	116.9	24,683	116.9	100.0	38,059	154.2	38,059	154.2	100.0
77.8	21,117	77.8	100.0	24,683	116.9	24,683	116.9	100.0	38,059	154.2	38,059	154.2	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 令和元年度以降の軽自動車税現年課税分は軽自動車税環境性能割を含む

(3) 区民の特別区税負担額（調定額ベース）

令和4年度における区民1人当たりの年間負担額（調定額÷人口）は98,259円であった。

これは、前年度（95,976円）に比べて2,283円（2.4%）の増となった。また1世帯当たりの年間負担額（調定額÷世帯数）は190,007円となり、前年度（186,682円）に比べて3,325円（1.8%）の増となった。

なお、税収額ベースにおける区民1人当たりおよび1世帯当たりの負担額（23区別）については、参考資料2（P50～51）に掲げた。

区民の特別区税負担額（調定額ベース）

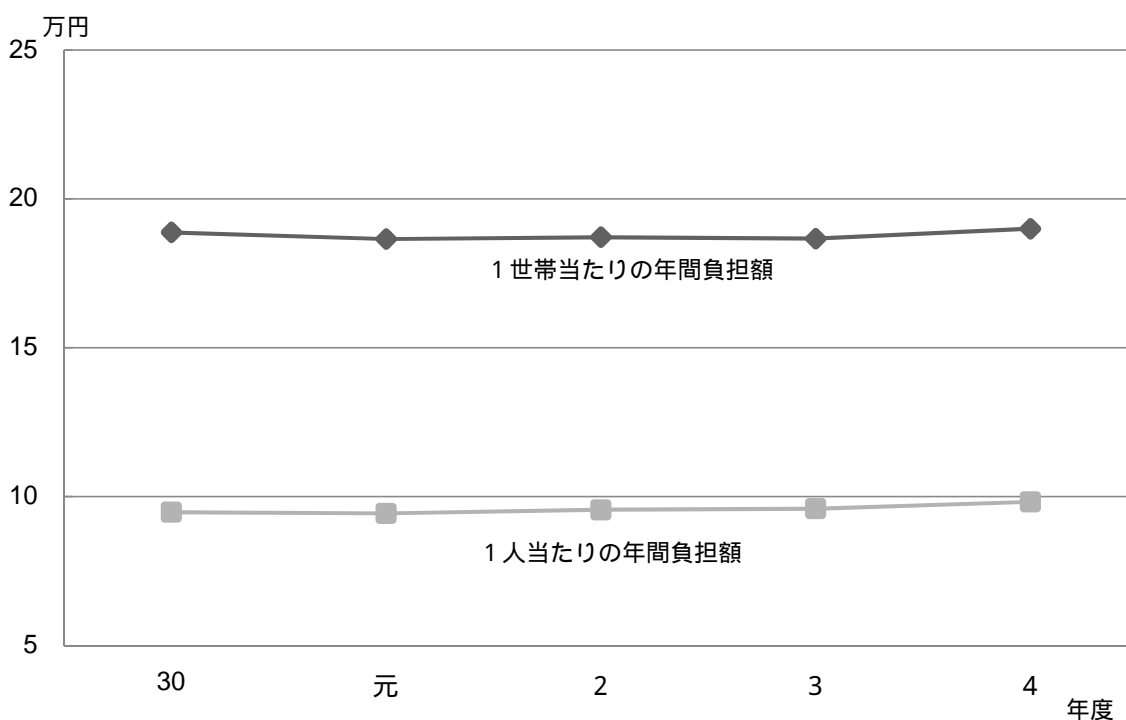
（単位 円）

区分 年度	区民1人当たりの区税負担額			1世帯当たりの区税負担額		
	年間	1か月平均	指数	年間	1か月平均	指数
30	94,762	7,897	100.0	188,754	15,730	100.0
元	94,373	7,864	99.6	186,530	15,544	98.8
2	95,616	7,968	100.9	187,122	15,594	99.1
3	95,976	7,998	101.3	186,682	15,557	98.9
4	98,259	8,188	103.7	190,007	15,834	100.7

人口、世帯は各年1月1日現在（外国人住民を含む）

指数：平成30年度の1か月平均を100とする。

（図5） 特別区税年間負担額（調定額ベース）の推移



2. 特別区民税

地方税の基本とされる住民税は、市町村民税と道府県民税に、また個人分と法人分とに分かれる。

特別区民税は、住民税のうち“市町村民税の個人分”に相当する税目で、原則として前年の所得に対して課税するものである。また、特別区の行政上の諸施策に対する経費の一部について、住民に広く負担を求める均等割と、所得に応じて負担を求める所得割とから成る。

特別区民税は、“道府県民税の個人分”に相当する個人都民税とあわせて「個人住民税」または単に「住民税」と呼ばれる。これらは特別区があわせて課税・徴収の事務を行っている。

“市町村民税の法人分”、“道府県民税の法人分”に相当する税目は、特別区では東京都の特例によりすべてが都税とされており、「法人住民税」、「法人都民税」と呼ばれ、東京都が課税・徴収している。

以下、単に「住民税」、「特別区民税・都民税（住民税）」と記載されているものは、「個人住民税」を指す。

特別区民税は、区税収入に占める割合が高く、令和4年度区税収入額715億1,117万円のうち、672億2,694万円（94.0%）を占めている。特別区民税の収入額は前年度に比べて15億2,724万円（2.3%）の増となった。

その内訳をみると、

普通徴収（現年度分）収入額は169億7,790万円で、10億3,414万円（6.5%）の増、

給与特徴（現年度分）収入額は472億8,017万円で、6億8,418万円（1.5%）の増、

年金特徴（現年度分）収入額は21億4,616万円で、164万円（0.1%）の減となった。

過年度収入額は2億5,652万円で、5,801万円（18.4%）の減となった。

滞納繰越収入額は5億6,620万円で、1億3,143万円（18.8%）の減となった。

（P18～19・P24～25参照）

また、納税義務者は411,058人で、前年度に比べ2,111人（0.5%）増加した。内訳をみると、普通徴収は629人（0.6%）の減、給与特別徴収は2,069人（0.7%）の増、年金特別徴収は671人（2.4%）の増である。

この他に、過年度分の納税義務者は805人で、前年度に比べ128人（13.7%）減少した。（P23参照）

税制改正

令和4年度から適用された主な改正内容

(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例について延長し、一定の期間（ ）に契約した場合、令和4年12月31日までの入居者が対象となりました。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となりました。

注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで。

分譲住宅などは令和2年12月1日から令和3年11月30日まで。

(2) 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等については、非課税となりました。

非課税の対象となる助成：ベビーシッターの利用料、認可外保育施設等の利用料、一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料など

(3) 退職所得課税の見直し

役員等（ ）以外の者で、勤続年数5年以下の者は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、全額が課税の対象となりました。

法人税法上の法人役員、国会・地方議員および国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

(1) 納税義務者数

普通徴収・特別徴収（現年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）				
		均 の み	均 + 所	所 の み	計	合 計
30	普通徴収	8,684	98,324		107,008	390,516
	給与特別徴収	2,832	250,637	3,202	256,671	
	年金特別徴収	2,818	24,019		26,837	
元	普通徴収	8,915	97,646		106,561	398,033
	給与特別徴収	2,977	258,585	3,148	264,710	
	年金特別徴収	2,972	23,790		26,762	
2	普通徴収	8,898	99,885		108,783	407,973
	給与特別徴収	3,031	265,819	3,617	272,467	
	年金特別徴収	3,165	23,558		26,723	
3	普通徴収	8,690	94,790		103,480	408,947
	給与特別徴収	3,285	271,230	3,527	278,042	
	年金特別徴収	3,420	24,005		27,425	
4	普通徴収	8,337	94,514		102,851	411,058
	給与特別徴収	3,275	273,819	3,017	280,111	
	年金特別徴収	3,874	24,222		28,096	
5 (6月末)	普通徴収	8,007	93,675		101,682	411,095
	給与特別徴収	3,323	276,035	1,518	280,876	
	年金特別徴収	3,909	24,628		28,537	

均のみ.....均等割だけを納める者

均+所.....均等割と所得割を納める者

所のみ.....所得割だけを納める者（退職所得にかかる現年分離課税の対象者のみ）

併徴者は、以下の基準で、より大きい方の1つの区分に含めて計上する。

給与特別徴収 > 普通徴収 > 年金特別徴収

普通徴収（過年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 （ 人 ）		
		均 の み	均 + 所	計
30		45	733	778
元		60	868	928
2		77	726	803
3		70	863	933
4		62	743	805
5 (6月末)		31	308	339

(2) 調定額の内訳および収入額（滞納繰越分を除く）

普通徴収(現年度分)

区分 年度	均等割額		所得割額				調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	総所得分 千円	前年比 %	分離譲渡分 千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
30	358,794	88.4	13,610,931	97.0	2,809,549	108.0	16,779,274	98.5	16,038,660	98.8	95.6
元	363,493	101.3	13,500,510	99.2	2,222,431	79.1	16,086,434	95.9	15,269,560	95.2	94.9
2	363,356	100.0	13,559,898	100.4	2,403,326	108.1	16,326,580	101.5	15,768,467	103.3	96.6
3	340,268	93.6	13,579,804	100.1	2,512,462	104.5	16,432,534	100.6	15,943,760	101.1	97.0
4	339,634	99.8	14,421,372	106.2	2,759,636	109.8	17,520,642	106.6	16,977,895	106.5	96.9
5 (6月末)	305,098	89.8	13,111,204	90.9	2,617,750	94.9	16,034,052	91.5			

普通徴収(過年度分)

区分 年度	均等割額		所得割額		調定額計		収入額		収入歩合 %
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	
30	5,506	106.9	306,126	103.1	311,632	103.2	263,028	102.8	84.4
元	6,721	122.1	342,269	111.8	348,990	112.0	279,090	106.1	80.0
2	5,893	87.7	270,480	79.0	276,373	79.2	233,756	83.8	84.6
3	6,106	103.6	358,825	132.7	364,931	132.0	314,525	134.6	86.2
4	5,792	94.9	294,931	82.2	300,723	82.4	256,515	81.6	85.3
5 (6月末)	3,149	54.4	163,838	55.6	166,987	55.5			

年金特別徴収(現年度分)

区分 年度	均等割額		所得割額				調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	総所得分 千円	前年比 %	分離譲渡分 千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
30	135,234	141.1	1,966,904	99.1	30,331	118.5	2,132,469	101.3	2,134,388	101.3	100.1
元	130,238	96.3	1,934,716	98.4	30,124	99.3	2,095,078	98.2	2,095,916	98.2	100.0
2	136,332	104.7	1,925,157	99.5	26,329	87.4	2,087,818	99.7	2,089,071	99.7	100.1
3	145,727	106.9	1,971,751	102.4	27,981	106.3	2,145,459	102.8	2,147,801	102.8	100.1
4	148,539	101.9	1,966,882	99.8	28,376	101.4	2,143,797	99.9	2,146,163	99.9	100.1
5 (6月末)	151,573	102.0	1,989,783	101.2	34,390	121.2	2,175,746	101.5			

給与特別徴収（現年度分＝①＋②）

区分 年度	① 現年度課税分							
	均等割額		所得割額				調定額計	
	千円	前年比 %	総所得・分離譲渡 千円	前年比 %	退職所得分 千円	前年比 %	調定額計 千円	前年比 %
30	713,016	103.6	35,799,172	103.9	650,973	111.9	37,163,161	104.0
元	736,538	103.3	36,806,266	102.8	703,094	108.0	38,245,898	102.9
2	758,691	103.0	37,927,843	103.0	620,013	88.2	39,306,547	102.8
3	774,218	102.0	37,599,699	99.1	765,495	123.5	39,139,412	99.6
4	779,977	100.7	38,358,602	102.0	677,167	88.5	39,815,746	101.7
5 (6月末)	806,387	103.4	40,157,018	104.7	288,091	42.5	41,251,496	103.6

区分 年度	② 前年度課税分						調定額計		収入額		
	均等割額		所得割額		調定額計		①＋② 千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %					
30	136,029	108.7	6,762,416	104.9	6,898,445	105.0	44,061,606	104.2	44,092,450	104.2	100.1
元	140,983	103.6	7,023,479	103.9	7,164,462	103.9	45,410,360	103.1	45,233,260	102.6	99.6
2	145,294	103.1	7,212,006	102.7	7,357,300	102.7	46,663,847	102.8	46,589,185	103.0	99.8
3	150,517	103.6	7,442,853	103.2	7,593,370	103.2	46,732,782	100.1	46,595,990	100.0	99.7
4	152,637	101.4	7,342,229	98.6	7,494,866	98.7	47,310,612	101.2	47,280,165	101.5	99.9
5 (6月末)	154,201	101.0	7,517,381	102.4	7,671,582	102.4	48,923,078	103.4			

特別徴収（給与＋年金）

区分 年度	調定額計		収入額		
	千円	前年比 %	千円	前年比 %	収入歩合 %
30	46,194,075	104.0	46,226,838	104.1	100.1
元	47,505,438	102.8	47,329,176	102.4	99.6
2	48,751,665	102.6	48,678,256	102.9	99.8
3	48,878,241	100.3	48,743,791	100.1	99.7
4	49,454,409	101.2	49,426,328	101.4	99.9
5 (6月末)	51,098,824	103.3			

(3) 所得割の課税最低限【特別区民税・都民税（住民税）】(令和4年度)

一般的に所得に課税する場合、最低限度の生活を維持するために必要な費用には課税をしないこととなっており、その課税される限界点となる所得の金額を課税最低限という。地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという住民税の性格から、住民税の課税最低限は所得税よりも低くなっている。(なお、これとは別に、所得割非課税の制度がある。P27(5)参照)

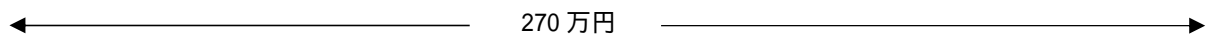
〔例〕世帯構成に応じた個人住民税所得割の課税最低限（給与所得者の場合の収入金額）

夫婦2人の場合 270万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

子のうち1人については特定扶養控除の適用があるものとして計算した。

給与所得控除 89万円	社会保険料控除 27万円	基礎控除 43万円	配偶者控除 33万円	扶養控除 33万円	特定扶養控除 45万円
----------------	-----------------	--------------	---------------	--------------	----------------



算出方法

課税最低限となる給与収入 = X

a 給与所得控除 = (X × 0.3 + 80,000)

下線部は、給与収入金額が 1,800,000 円 ~ 3,599,999 円にあるときの給与所得控除

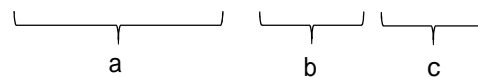
b 社会保険料控除 = X × 0.1

下線部は、給与収入金額の 1 割にあたる額を社会保険料控除と見込んだ。

c 人的控除 = 1,540,000

基礎控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除

以上のとき $X - (X \times 0.3 + 80,000) - X \times 0.1 - 1,540,000 = 0$ により算出



* 給与収入 X は a b c の控除合計と同額となり、課税所得金額が生じない。以下、 ~ も同じ。

夫婦1人の場合 195万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

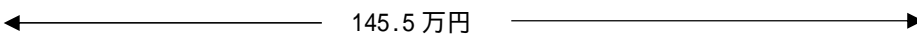
給与所得控除 66.5万円	社会保険料控除 19.5万円	基礎控除 43万円	配偶者控除 33万円	扶養控除 33万円
------------------	-------------------	--------------	---------------	--------------



夫婦のみの場合 145.5万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

給与所得控除 55万円	社会保険料控除 14.5万円	基礎控除 43万円	配偶者控除 33万円
----------------	-------------------	--------------	---------------



独身または共働きの場合 108.8万円

給与所得控除 55万円	社会保険料控除 10.8万円	基礎控除 43万円
----------------	-------------------	--------------



(4) 所得控除額【特別区民税・都民税（住民税）】

種 類		年 度		3	4	5
		30	元			
基礎控除		33万円		0～43万円		
配偶者控除	一般の配偶者	33万円		11～33万円		
	老人配偶者	38万円		13～38万円		
配偶者特別控除		限度額 33万円				
扶養控除	一般の扶養親族	33万円				
	特定扶養親族	45万円				
	老人扶養親族	38万円				
	同居老親等扶養親族	45万円				
障害者控除	一般の障害者	26万円				
	特別障害者	30万円				
	同居特別障害者	53万円				
寡婦（夫）控除		26万円		26万円※1		
特別寡婦控除		30万円		-		
ひとり親控除		-		30万円		
勤労学生控除		26万円				
医療費の控除限度額		200万円				
セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）限度額		88,000円				
生命保険料の控除限度額	新※2	一般	28,000円			
		介護医療	28,000円			
		個人年金	28,000円			
	旧	一般	35,000円			
		個人年金	35,000円			
地震保険料の控除限度額		25,000円				
(旧)長期損害保険料		10,000円				
地震保険料と(旧)長期損害保険料の両方がある場合		25,000円				

※1 令和3年度から、寡婦（夫）控除はひとり親控除の新設に伴い、寡婦控除のみとなった。

※2 所得控除のうち「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」「雑損控除」については、限度額が無いため上表には記載していない。

(5) 非課税の所得限度額【特別区民税・都民税（住民税）】

(☆ は、控除対象配偶者※または扶養親族を有する場合に加算する。)

種 類		年 度		3	4	5
		30	元			
障害者・未成年者・寡婦（夫）・ひとり親の非課税所得限度額		125万円		135万円		
均等割の非課税限度額		35万円 × (控除対象配偶者※ + 扶養親族数 + 1) + ☆21万円…A		A + 10万円		
所得割の非課税限度額		35万円 × (控除対象配偶者※ + 扶養親族数 + 1) + ☆32万円…B		B + 10万円		

※ 令和元年度からは同一生計配偶者に改正された。

※ 令和3年度から控除が見直され、従来より非課税限度額がそれぞれ10万円増となった。

(6) 滞納整理状況

年 度	区 分 項 目	①	②		③	左 の ④ 滞納処分以外 の収入額
		調 定 額	自 然 収 入		滞 納 額 (①-②)	
		千円	千円	②/① %	千円	千円
30	現年課税分	63,284,981	57,392,929	90.69	5,892,052	5,114,656
	滞納繰越分	1,965,926	-494	-0.03	1,966,420	892,752
	計	65,250,907	57,392,435	87.96	7,858,472	6,007,408
元	現年課税分	63,940,862	58,043,929	90.78	5,896,933	4,810,295
	滞納繰越分	1,372,357	-2,029	-0.15	1,374,386	670,500
	計	65,313,219	58,041,900	88.87	7,271,319	5,480,795
2	現年課税分	65,354,618	59,858,714	91.59	5,495,904	4,805,484
	滞納繰越分	1,415,749	-327	-0.02	1,416,076	567,153
	計	66,770,367	59,858,387	89.65	6,911,980	5,372,637
3	現年課税分	65,675,706	60,290,175	91.80	5,385,531	4,679,557
	滞納繰越分	1,230,936	-697	-0.06	1,231,633	573,248
	計	66,906,642	60,289,478	90.11	6,617,164	5,252,805
4	現年課税分	67,275,774	61,843,960	91.93	5,431,814	4,781,801
	滞納繰越分	974,418	-1,217	-0.12	975,635	449,086
	計	68,250,192	61,842,743	90.61	6,407,449	5,230,887

注) 1. 自然収入B欄はつぎにより記載。

①還付未済額を差し引いた金額を記載（したがって、数値がマイナスになる場合もあるが、その際はマイナスの値を記入。）。

②督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに収納された金額を記載。

なお、地方税法第13条の2（繰上徴収）による納期限変更分については、変更後の納期限までに自主納付されたもののみをこの欄に記載。

2. 「滞納処分以外の収入額」D欄は、滞納額に対する収入額のうち、滞納者による自主納付（徴収猶予又は換価の猶予期間中のもを含む）等、滞納処分以外の手段による収入額を記載。したがって、いわゆる公売前収入額（財産差押後、公売前に自主納付された金額）を含む。

滞納額 ㉔ に対する収入額			㉕ 不納欠損額	㉖ 収入未済額 (㉔-㉕-㉗)		
㉙ 滞納処分による収入額	㉚ 計 (㉘+㉙)	㉛/㉔		㉜/A	内執行停止額	
千円	千円	%	千円	千円	%	千円
12,462	5,127,118	87.02	8,750	756,184	1.19	4,610
183,346	1,076,098	54.72	262,684	627,638	31.93	96,794
195,808	6,203,216	78.94	271,434	1,383,822	2.12	101,404
16,890	4,827,185	81.86	8,841	1,060,907	1.66	4,794
161,563	832,063	60.54	173,773	368,550	26.86	85,335
178,453	5,659,248	77.83	182,614	1,429,457	2.19	90,129
8,289	4,813,773	87.59	8,267	673,864	1.03	3,539
121,618	688,771	48.64	161,141	566,164	39.99	68,971
129,907	5,502,544	79.61	169,408	1,240,028	1.86	72,510
22,077	4,701,634	87.30	26,432	657,465	1.00	—
124,378	697,626	56.64	206,731	327,276	26.59	57,303
146,455	5,399,260	81.59	233,163	984,741	1.47	57,303
17,472	4,799,273	88.35	13,898	618,643	0.92	—
117,115	566,201	58.03	148,401	261,033	26.79	31,939
134,587	5,365,474	83.74	162,299	879,676	1.29	31,939

3. 滞納処分による収入額E欄は、国税徴収法第128条第1項第1号から第3号に規定する金銭（差押財産の売却代金、差押債権の取立代金、差し押さえた金銭等）について、配当または充当した金額および国税徴収法第128条第1項第4号に規定する金銭（交付要求により交付を受けた金銭）について充当した金額を記載。

※ 表のB欄は督促状を発した日から起算して10日を経過した日（納期限後約30日目）までに収納された金額である。

令和4年度中の滞納処分による収入額（延滞金によるものを除く。）は、134,587千円であった。その内訳は
 (1) 差押債権の取立てによるもの129,463千円、(2) 交付要求に係る配当金5,124千円であった。

(7) 差押財産別滞納処分状況

年 度	区 分 項 目	① 差 押 額			処 理					
					② 公 売 前 収 入			③ 公 売 収 入		
		差 押 額	期別件数	人 員	収 入 額	期別件数	人 員	収 入 額	期別件数	人 員
	千円	件	人	千円	件	人	千円	件	人	
30	動 産	10,962	320	15	2,567	64	4	—	—	—
	債 権	1,303,011	42,306	4,220	343,296	8,752	1,455	190,469	8,552	770
	不 動 産	114,846	1,798	134	19,723	529	62	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,428,819	44,424	4,369	365,586	9,345	1,521	190,469	8,552	770
元	動 産	5,767	245	11	1,645	49	3	—	—	—
	債 権	734,381	32,832	3,541	42,670	5,763	1,148	175,396	8,076	846
	不 動 産	52,784	1,480	100	4,372	425	38	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	792,932	34,557	3,652	48,687	6,237	1,189	175,396	8,076	846
2	動 産	2,962	162	12	736	65	5	—	—	—
	債 権	568,533	25,896	2,859	40,191	6,126	1,086	123,573	4,974	487
	不 動 産	57,624	1,222	97	4,445	304	38	1,799	26	2
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	629,119	27,280	2,968	45,372	6,495	1,129	125,372	5,000	489
3	動 産	2,147	90	6	209	1	1	—	—	—
	債 権	553,211	23,575	2,610	39,557	5,607	1,045	143,031	5,514	447
	不 動 産	30,960	889	75	5,929	278	32	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	586,318	24,554	2,691	45,695	5,886	1,078	143,031	5,514	447
4	動 産	861	38	4	105	9	1	—	—	—
	債 権	503,546	20,187	2,386	46,024	5,551	996	129,463	4,454	391
	不 動 産	26,740	781	66	3,559	214	25	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	531,147	21,006	2,456	49,688	5,774	1,022	129,463	4,454	391

- (注) 1. 「差押額」は令和4年度に繰越された差押中の額に令和4年度中の新規差押額を加算した額を記載。この場合の税額は、調定減または取消があればその後の金額を計上。なお、参加差押又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律による二重差押については、差押の効力が生じた分についてのみ記載。
2. 2種以上の差押財産がある場合は、何れか主たる財産により処理。
3. 件数は、納期毎に計上。

④ その他の処理			⑤ 合計			⑥ 処理歩合 (⑤/④)			⑦ 差押中 (④-⑤)		
解除額	期別件数	人員	処理額	期別件数	人員	処理額	期別件数	人員	差押額	期別件数	人員
千円	件	人	千円	件	人	%	%	%	千円	件	人
5,098	73	4	7,665	137	8	69.9	42.8	53.3	3,297	183	7
411,698	13,940	1,159	945,463	31,244	3,384	72.6	73.9	80.2	357,548	11,062	836
8,998	73	8	28,721	602	70	25.0	33.5	52.2	86,125	1,196	64
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
425,794	14,086	1,171	981,849	31,983	3,462	68.7	72.0	79.2	446,970	12,441	907
1,920	103	2	3,565	152	5	61.8	62.0	45.5	2,202	93	6
300,287	11,909	1,067	518,353	25,748	3,061	70.6	78.4	86.4	216,028	7,084	480
361	14	2	4,733	439	40	9.0	29.7	40.0	48,051	1,041	60
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
302,568	12,026	1,071	526,651	26,339	3,106	66.4	76.2	85.0	266,281	8,218	546
1,464	47	4	2,200	112	9	74.3	69.1	75.0	762	50	3
185,769	7,086	665	349,533	18,186	2,238	61.5	70.2	78.3	219,000	7,710	621
15,567	74	5	21,811	404	45	37.9	33.1	46.4	35,813	818	52
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
202,800	7,207	674	373,544	18,702	2,292	59.4	68.6	77.2	255,575	8,578	676
1,183	60	2	1,392	61	3	64.8	67.8	50.0	755	29	3
152,448	5,659	565	335,036	16,780	2,057	60.6	71.2	78.8	218,175	6,795	553
712	24	5	6,641	302	37	21.5	34.0	49.3	24,319	587	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
154,343	5,743	572	343,069	17,143	2,097	58.5	69.8	77.9	243,249	7,411	594
45	1	1	150	10	2	17.4	26.3	50.0	711	28	2
129,926	4,156	463	305,413	14,161	1,850	60.7	70.1	77.5	198,133	6,026	536
3,474	42	5	7,033	256	30	26.3	32.8	45.5	19,707	525	36
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133,445	4,199	469	312,596	14,427	1,882	58.9	68.7	76.6	218,551	6,579	574

4. 人員は、つきにより記載。

①「処理欄」は完納の場合のみ1人として計上。なお、公売前収入と公売収入で完納となった場合は、いずれかの額の大きい収入欄に1人として計上。

②「その他の処理」欄は、未収入金額があるにもかかわらず、差押を解除した場合に、当該対象者を1人として計上。

③2種以上の差押財産がある場合には、左記2にかかわらず、それぞれの財産区分毎に、①②に従い、1人として計上。

5. 公売収入欄には、公売または随意契約もしくは差押債権取立てに係る収入分を、公売前収入欄には公売収入以外の収入を記載。

6. 「その他の処理」欄は、完納以外の理由による差押解除分を記載。

7. 歩合は、小数点以下第1位（第2位は四捨五入すること。）まで表示。

3. 軽自動車税環境性能割

令和元年10月1日から自動車取得税（都税）が廃止され、新たに特別区税として軽自動車税環境性能割が導入された。軽自動車税環境性能割は、取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した時に燃費性能等に応じて、新車・中古車を問わずその車両を取得した者に課税される。

軽自動車税環境性能割の税額は、車両の取得価額に以下の税率を乗じて算出する。

なお、軽自動車税環境性能割の課税・徴収は、引き続き東京都が行う。

軽自動車税環境性能割の税率

区分				税率	
				自家用	営業用
				令和4年1月1日以降に取得	令和元年10月1日以降に取得
軽乗用車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NO×10%以上低減または平成30年排出ガス規制に適合する車両）			非課税	非課税
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車	令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準75%達成車		
			令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準60%達成車		
			令和12年度燃費基準55%達成車	2%	1%
	上記以外				
軽貨物車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NO×10%以上低減または平成30年排出ガス規制に適合する車両）			非課税	非課税
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車	平成27年度燃費基準+25%達成車		
			平成27年度燃費基準+20%達成車		
			平成27年度燃費基準+15%達成車	2%	1%
	上記以外				

4. 軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、軽自動車等を所有する者に課税される。

令和4年度の軽自動車税収入額は4億2,302万円で、区税収入額の0.6%を占めており、前年度に比べて1,674万円(4.1%)の増となった。

現年課税分(現年度および過年度)の課税件数は72,981件で、前年度に比べて448件(0.6%)増であった。

車種別にみると、原動機付自転車およびミニカーは267件(1.1%)の減、軽自動車(被けん引車を含む。)は497件(1.3%)の増、小型特殊自動車は15件(3.4%)の減、二輪の小型自動車は233件(3.1%)の増であった。(P36~37参照)

軽自動車税種別割の税額

・原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税額

車両区分		年額 (平成27年度まで)	年額 (平成28年度から)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪 (二輪の被けん引車を含む)	2,400円	3,600円
	雪上車	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車		4,000円	6,000円

・平成27年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

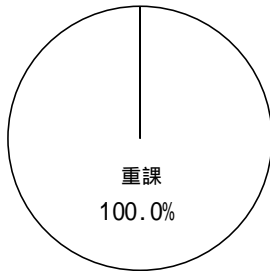
車両区分			年額(令和4年度)	
			平成21年3月以前に初めて 車両番号の指定を受けた車両 (重課税率)	平成21年4月から平成27年 3月の間に初めて車両番号の 指定を受けた車両(旧税率)
三輪			4,600円	3,100円
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円
		自家用	12,900円	7,200円
	貨物	営業用	4,500円	3,000円
		自家用	6,000円	4,000円

・平成 27 年 4 月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

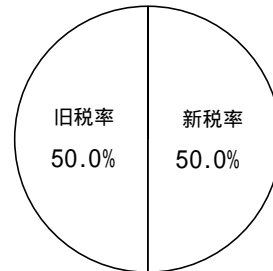
車両区分			年額（令和 4 年度）			
			新税率	令和 4 年度に限り軽課税率が適用される車両		
				75% 軽減 される車両	50% 軽減 される車両	25% 軽減 される車両
三輪	乗用	営業用	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	その他		3,900 円	1,000 円	-	-
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	10,800 円	2,700 円	-	-
	貨物	営業用	3,800 円	1,000 円	-	-
		自家用	5,000 円	1,300 円	-	-

（図 6）4 年度 軽自動車税種別割 車種別課税件数の税率区分割合

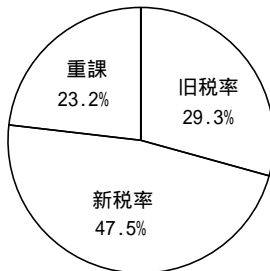
軽三輪（4 台）



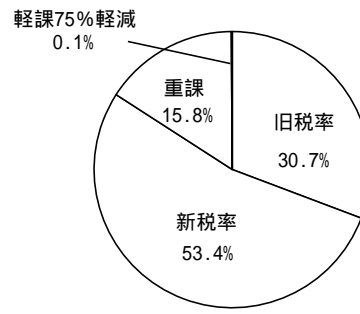
軽四輪乗用営業用（2 台）



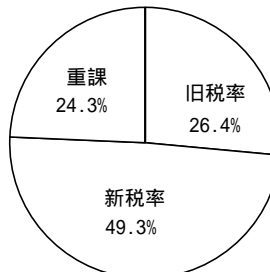
軽四輪乗用自家用（20,304 台）



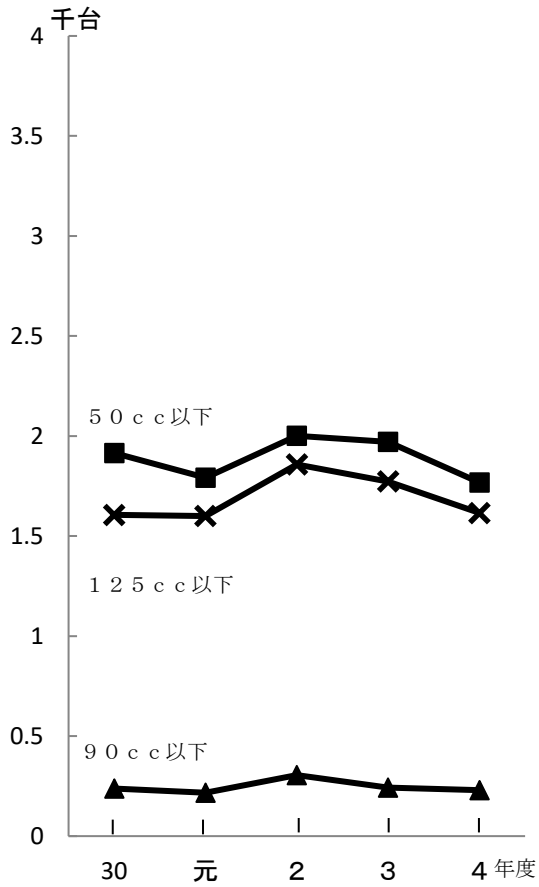
軽四輪貨物営業用（1,871 台）



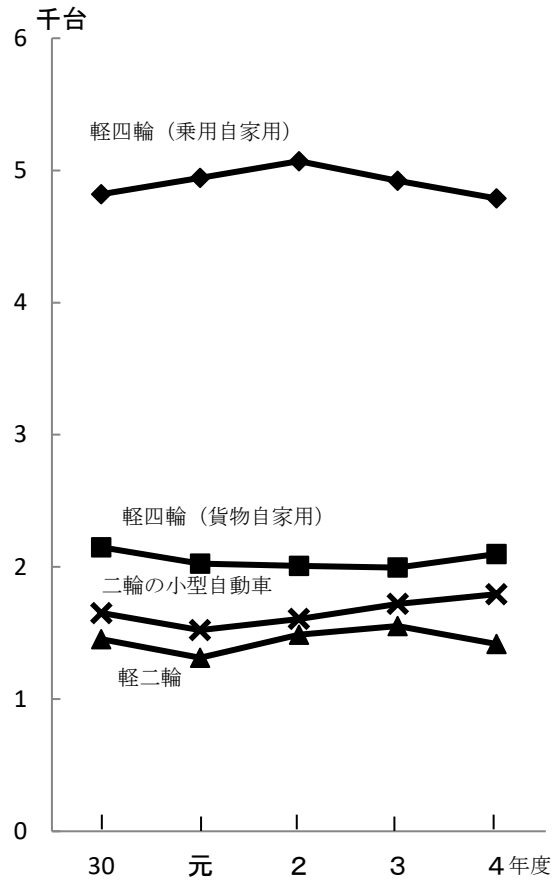
軽四輪貨物自家用（9,824 台）



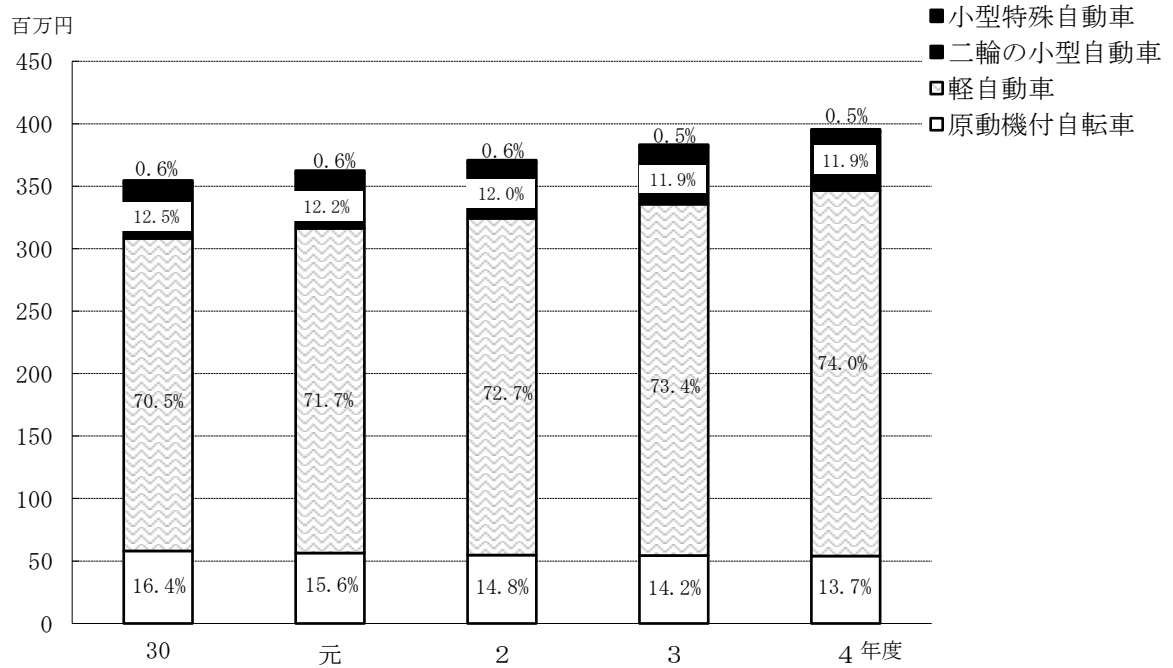
(図7) 原動機付自転車新規登録台数



(図8) 軽自動車等新規登録台数



(図9) 軽自動車税種別割調定額の推移と車種別構成



課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示)

区 分		平成 30 年 度					令 和 元 年 度					令 和 2 年 度				
		課税件数		調定額			課税件数		調定額			課税件数		調定額		
		件	構成比	千円	構成比	前年比	件	構成比	千円	構成比	前年比	件	構成比	千円	構成比	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	15,646 (7)	21.4	31,291 (13)	8.8	94.1	14,793	20.4	29,586	8.2	94.6	14,062 (9)	19.5	28,124 (18)	7.6	
	90cc以下	1,676	2.3	3,352	0.9	94.5	1,614	2.2	3,228	0.9	96.3	1,520	2.1	3,040	0.8	
	125cc以下	9,134 (5)	12.5	21,922 (12)	6.2	99.8	9,169	12.6	22,006	6.1	100.4	9,138 (4)	12.7	21,931 (10)	5.9	
	ミニカー	405	0.6	1,499	0.4	108.0	428	0.6	1,584	0.4	105.7	452	0.6	1,672	0.5	
	小 計	26,861 (12)	36.7	58,063 (25)	16.4	96.5	26,004	35.9	56,403	15.6	97.1	25,172 (13)	35.0	54,768 (28)	14.8	
軽 自 動 車	二 輪 車	8,023 (3)	11.0	28,883 (11)	8.1	97.9	7,927 (6)	10.9	28,537 (22)	7.9	98.8	7,845 (8)	10.9	28,242 (29)	7.6	
	[うち、 被けん引車]	[97]		[349]			[97]		[349]			[102]		[367]		
	三 輪 車	3	0.0	14	0.0	117.9	3	0.0	14	0.0	100.0	4	0.0	18	0.0	
	四 輪 以 上	乗 用	1	0.0	7	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0	171.0	2	0.0	12	0.0
		貨 物	18,980 (5)	26.0	169,946 (44)	47.9	106.1	19,203 (12)	26.5	178,460 (103)	49.2	105.0	19,520 (6)	27.1	187,641 (55)	50.6
	雪 上 車	営業用	1,296	1.8	4,364	1.2	111.9	1,479	2.0	5,099	1.4	116.8	1,651 (3)	2.3	5,866 (11)	1.6
		自家用	10,117 (5)	13.8	46,908 (24)	13.2	100.4	10,081 (12)	13.9	47,686 (58)	13.2	101.7	9,899 (4)	13.8	47,704 (17)	12.9
小 計	38,421 (13)	52.5	250,125 (79)	70.5	104.1	38,696 (30)	53.4	259,813 (183)	71.7	103.9	38,922 (21)	54.1	269,487 (111)	72.7		
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	138	0.2	331	0.1	100.7	138	0.2	331	0.1	100.0	137	0.2	329	0.1	
	そ の 他	313	0.4	1,847	0.5	102.3	311	0.4	1,835	0.5	99.4	301	0.4	1,776	0.5	
	小 計	451	0.6	2,178	0.6	102.0	449	0.6	2,166	0.6	99.5	438	0.6	2,105	0.6	
二輪の小型自動車		7,381 (10)	10.1	44,284 (58)	12.5	99.8	7,351 (13)	10.1	44,106 (78)	12.2	99.6	7,418 (10)	10.3	44,508 (60)	12.0	
合 計		73,114 (35)	100.0	354,650 (162)	100.0	102.2	72,500 (43)	100.0	362,488 (261)	100.0	102.2	71,950 (44)	100.0	370,867 (199)	100.0	

	令和3年度					令和4年度					令和5年度(4月末現在)				
	課税件数		調定額			課税件数		調定額			課税件数		調定額		
	前年比	構成比		構成比	前年比		構成比		構成比	前年比		構成比		構成比	前年比
%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%
95.1	13,563 (21)	18.7	27,126 (42)	7.1	96.5	13,025 (4)	17.8	26,050 (8)	6.6	96.0	12,521	16.9	25,042	6.1	96.1
94.2	1,480 (2)	2.0	2,960 (4)	0.8	97.4	1,497	2.1	2,994	0.8	101.1	1,490	2.0	2,980	0.7	99.5
99.7	9,418 (3)	13.0	22,603 (7)	5.9	103.1	9,655 (6)	13.2	23,172 (14)	5.9	102.5	9,795	13.2	23,508	5.7	101.5
105.6	466	0.6	1,724	0.4	103.1	483	0.7	1,787	0.5	103.6	494	0.7	1,828	0.4	102.3
97.1	24,927 (26)	34.4	54,413 (53)	14.2	99.4	24,660 (10)	33.8	54,003 (22)	13.7	99.2	24,300	32.8	53,358	13.0	98.8
99.0	7,933 (8) [90]	10.9	28,559 (29) [324]	7.5	101.1	8,068 (5) [89]	11.1	29,045 (18) [320]	7.3	101.7	8,099 (3) [78]	10.9	29,156 (11) [281]	7.1	100.4
133.3	4	0.0	18	0.0	100.0	4	0.0	18	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	75.0
100.0	2	0.0	12	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0	100.0	18	0.0	129	0.0	1094.9
105.1	19,960 (5)	27.5	197,793 (57)	51.6	105.4	20,304 (2)	27.8	207,747 (26)	52.5	105.0	21,284 (1)	28.7	220,844 (13)	53.7	106.3
115.0	1,828	2.5	6,548	1.7	111.6	1,871	2.6	6,851	1.7	104.6	1,950	2.6	7,260	1.8	106.0
100.0	9,849 (2)	13.6	48,265 (8)	12.6	101.2	9,824	13.5	48,909	12.4	101.3	9,976	13.5	50,212	12.2	102.7
100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0
103.7	39,577 (15)	54.6	281,199 (94)	73.4	104.3	40,074 (7)	54.9	292,586 (44)	74.0	104.0	41,331 (4)	55.7	307,619 (24)	74.7	105.1
99.3	137	0.2	329	0.1	100.0	140	0.2	336	0.1	102.2	139	0.2	334	0.1	99.3
96.8	298	0.4	1,758	0.5	99.0	280	0.4	1,652	0.4	94.0	255	0.3	1,505	0.4	91.1
97.2	435	0.6	2,087	0.5	99.2	420	0.6	1,988	0.5	95.3	394	0.5	1,838	0.4	92.5
100.9	7,594 (12)	10.5	45,564 (72)	11.9	102.4	7,827 (6)	10.7	46,962 (36)	11.9	103.1	8,128 (4)	11.0	48,768 (24)	11.8	103.8
102.3	72,533 (53)	100.0	383,264 (219)	100.0	103.3	72,981 (23)	100.0	395,539 (102)	100.0	103.2	74,153 (8)	100.0	411,583 (48)	100.0	104.1

軽三輪および軽四輪の税率別課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示)

区 分		令和元年度				令和2年度				令和3		
		課税件数		調定額		課税件数		調定額		課税件数		
		構成比	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比		
旧税率	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	1	0.0	6	0.0	1	0.0	6	0.0	1	0.0
		自家用	9,518 (7)	30.9	68,530 (50)	29.6	8,098 (4)	26.1	58,306 (29)	24.2	6,928 (1)	21.9
	軽四輪貨物	営業用	759	2.5	2,277	1.0	702 (2)	2.3	2,106 (6)	0.9	659	2.1
		自家用	4,715 (7)	15.3	18,860 (28)	8.2	3,880 (3)	12.5	15,520 (12)	6.4	3,174 (2)	10.0
小計	14,993 (14)	48.7	89,672 (78)	38.8	12,681 (9)	40.8	75,937 (47)	31.5	10,762 (3)	34.0		
新税率	軽三輪	0	0.0	0	0.0	1	0.0	4	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	1	0.0	7	0.0	1	0.0	7	0.0	1	0.0
		自家用	5,094 (2)	16.6	55,015 (22)	23.8	6,349	20.4	68,569	28.4	7,812 (1)	24.7
	軽四輪貨物	営業用	448	1.5	1,702	0.7	669	2.2	2,542	1.1	853	2.7
		自家用	2,811	9.1	14,055	6.1	3,523 (1)	11.3	17,615 (5)	7.3	4,153	13.1
小計	8,354 (2)	27.2	70,780 (22)	30.6	10,543 (1)	33.9	88,737 (5)	36.8	12,819 (1)	40.5		
重課税率	軽三輪	3	0.0	14	0.0	3	0.0	14	0.0	4	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	3,834 (2)	12.5	49,459 (26)	21.4	4,198 (2)	13.5	54,154 (26)	22.4	4,491 (3)	14.2
	軽四輪貨物	営業用	207	0.7	932	0.4	257 (1)	0.8	1,157 (5)	0.5	282	0.9
		自家用	2,301 (5)	7.5	13,806 (30)	6.0	2,311	7.4	13,866	5.7	2,373	7.5
小計	6,345 (7)	20.6	64,210 (56)	27.8	6,769 (3)	21.8	69,191 (30)	28.7	7,150 (3)	22.6		
軽課税率（75%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪貨物	営業用	0	0.0	0	0.0	3	0.0	3	0.0	20	0.1
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	0	0.0	0	0.0	3	0.0	3	0.0	20	0.1		
軽課税率（50%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	250 (1)	0.8	1,350 (5)	0.6	176	0.6	950	0.4	110	0.3
	軽四輪貨物	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
小計	250 (1)	0.8	1,350 (5)	0.6	176	0.6	950	0.4	110	0.3		
軽課税率（25%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	軽四輪乗用	営業用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	507	1.6	4,107	1.8	699	2.2	5,662	2.3	619	2.0
	軽四輪貨物	営業用	65	0.2	189	0.1	20	0.1	58	0.0	14	0.0
		自家用	254	0.8	965	0.4	185	0.6	703	0.3	149	0.5
小計	826	2.7	5,260	2.3	904	2.9	6,423	2.7	782	2.5		

年 度	令 和 4 年 度						令 和 5 年 度 (4月末現在)					
	調定額		課税件数		調定額			課税件数		調定額		
	千円	構成比	件	構成比	千円	構成比	前年比	件	構成比	千円	構成比	前年比
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	6	0.0	1	0.0	6	0.0	100.0	5	0.0	28	0.0	500.0
	49,882 (7)	19.7	5,948	18.6	42,826	16.3	85.9	5,122	15.4	36,878	13.2	86.1
	1,977	0.8	575	1.8	1,725	0.7	87.3	486	1.5	1,458	0.5	84.5
	12,696 (8)	5.0	2,598	8.1	10,392	3.9	81.9	2,141	6.4	8,564	3.1	82.4
	64,560 (15)	25.6	9,122	28.5	54,948	20.9	85.1	7,754	23.3	46,928	16.9	85.4
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	7	0.0	1	0.0	7	0.0	100.0	4	0.0	28	0.0	400.0
	84,370 (11)	33.4	9,653	30.2	104,252	39.6	123.6	11,003	33.1	118,832	42.7	114.0
	3,241	1.3	999	3.1	3,796	1.4	117.1	1,123	3.4	4,267	1.5	112.4
	20,765	8.2	4,839	15.1	24,195	9.2	116.5	5,362	16.1	26,810	9.6	110.8
	108,383 (11)	42.9	15,492	48.4	132,251	50.2	122.0	17,492	52.6	149,937	53.8	113.4
	18	0.0	4	0.0	18	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	75.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	9	0.0	74	0.0	0.0
	57,934 (39)	22.9	4,703 (2)	14.7	60,669 (26)	23.0	104.7	5,020 (1)	15.1	64,758 (13)	23.3	106.7
	1,269	0.5	295	0.9	1,328	5.4	104.6	341	1.0	1,535	0.6	115.6
	14,238	5.6	2,387	7.5	14,322	5.4	100.6	2,473	7.4	14,838	5.3	103.6
	73,459 (39)	29.1	7,389 (2)	23.1	76,337 (26)	29.0	103.9	7,846 (1)	23.6	81,218 (13)	29.2	106.4
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	139	0.4	375	0.0	0.0
	20	0.0	2	0.0	2	0.0	10.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	20	0.0	2	0.0	2	0.0	10.0	139	0.4	375	0.0	18765.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	594	0.2	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	594	0.2	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	5,014	2.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	41	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	566	0.2	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
	5,621	2.2	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0

車種別登録・廃車台数

区 分		平成 30 年 度			令和 元 年 度			
		登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,915	2,687	-772	1,791	2,489	-698	
	90cc以下	238	289	-51	217	307	-90	
	125cc以下	1,606	1,547	59	1,600	1,634	-34	
	ミニカー	94	70	24	120	96	24	
	小 計	3,853	4,593	-740	3,728	4,526	-798	
軽 自 動 車	二 輪 車	1,454	1,505	-51	1,313	1,402	-89	
	(うち、被けん引車)	(16)	(8)	(8)	(21)	(16)	(5)	
	三 輪 車	—	—	—	1	—	1	
	四 輪 以 上	乗 用	営 業 用	2	1	1	—	—
			自 家 用	4,821	4,574	247	4,943	4,604
	貨 物	営 業 用	465	346	119	575	346	229
		自 家 用	2,149	2,211	-62	2,026	2,253	-227
	雪 上 車	—	—	—	—	—	—	
小 計	8,891	8,637	254	8,858	8,605	253		
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	8	9	-1	17	17	0	
	そ の 他	23	23	0	22	33	-11	
	小 計	31	32	-1	39	50	-11	
二輪の小型自動車		1,651	1,677	-26	1,522	1,488	34	
合 計		14,426	14,939	-513	14,147	14,669	-522	

(単位：台)

令和2年度			令和3年度			令和4年度		
登録	廃車	差引増減	登録	廃車	差引増減	登録	廃車	差引増減
2,001	2,504	-503	1,971	2,409	-438	1,768	2,260	-492
305	345	-40	243	220	23	230	233	-3
1,858	1,574	284	1,773	1,536	237	1,615	1,491	124
132	116	16	94	80	14	105	96	9
4,296	4,539	-243	4,081	4,245	-164	3,718	4,080	-362
1,488	1,385	103	1,553	1,410	143	1,417	1,363	54
(10)	(22)	(-12)	(11)	(12)	(-1)	(6)	(17)	(-11)
1	1	0	—	—	—	3	4	-1
—	—	—	—	—	—	12	1	11
5,070	4,776	294	4,921	4,530	391	4,788	4,086	702
703	501	202	554	553	1	572	472	100
2,009	2,065	-56	1,995	1,997	-2	2,097	2,037	60
—	—	—	—	—	—	—	—	—
9,271	8,728	543	9,023	8,490	533	8,889	7,963	926
16	16	0	6	5	1	12	12	0
27	31	-4	14	30	-16	27	53	-26
43	47	-4	20	35	-15	39	65	-26
1,607	1,471	136	1,721	1,500	221	1,794	1,461	333
15,217	14,785	432	14,845	14,270	575	14,440	13,569	871

5. 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、たばこの売り渡しに対して課する税である。

納税義務者は、たばこの製造者、卸売販売業者等であるが、実際の負担はたばこの消費者に転嫁されている。

令和4年度のたばこ税の収入額は38億2,315万円で区税収入額の5.3%を占め、特別区民税に次ぐ財源となっている。

収入額を前年度収入額と比べると、1億4,965万円(4.1%)の増となった。

また、納税義務者は11社であった。

特別区たばこ税の推移

項目	30		元		2		3		4	
	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %	本	前年比 %
売り渡し本数 (現年度分)	624,554,378	95.9	598,364,943	95.8	595,902,759	99.6	582,476,283	97.7	583,486,773	100.2
調定額	千円 3,373,799	% 99.8	千円 3,391,004	% 100.5	千円 3,500,319	% 103.2	千円 3,673,500	% 104.9	千円 3,823,153	% 104.1
税率等	(旧三級品以外) 1,000本につき 5,262円 30年10月1日から		(旧三級品以外) 1,000本につき 5,692円		1,000本につき 5,692円		1,000本につき 6,112円		1,000本につき 6,552円	
	1,000本につき 5,692円 30年4月1日から		(旧三級品) 1,000本につき 4,000円 元年10月1日から		2年10月1日から 1,000本につき 6,112円		3年10月1日から 1,000本につき 6,552円			
	(旧三級品) 1,000本につき 4,000円		1,000本につき 5,692円							

旧三級品とは、「わかば」「エコー」「しんせい」「うるま」「バイオレット」「ゴールデンバット(ボックスを除く)」をいう。

令和元年10月1日の税制改正により、旧三級品と旧三級品以外の税率が同じになり、区分がなくなった。

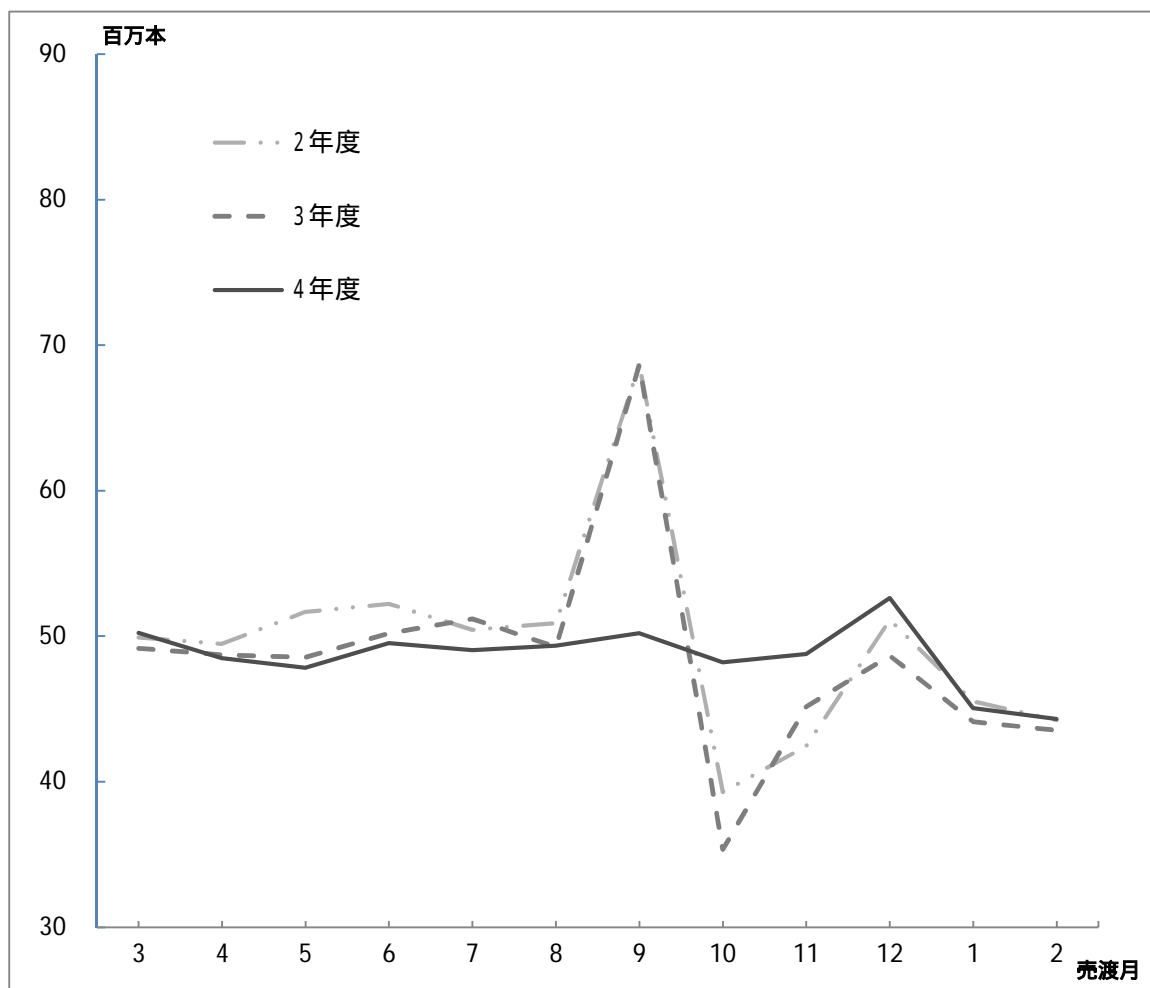
たばこ売り渡し本数

(単位：本、%)

年度 月	30		元		2		3		4	
	本	構成比 %	本	構成比 %	本	構成比 %	本	構成比 %	本	構成比 %
3	55,054,522	8.8	49,704,707	8.3	49,918,987	8.4	49,157,341	8.4	50,212,152	8.6
4	49,440,422	7.9	50,295,898	8.4	49,472,429	8.3	48,726,028	8.4	48,470,135	8.3
5	55,680,133	8.9	51,057,228	8.5	51,679,744	8.7	48,548,260	8.3	47,821,289	8.2
6	53,659,306	8.6	50,035,044	8.4	52,228,307	8.8	50,185,624	8.6	49,524,120	8.5
7	53,725,989	8.6	51,842,325	8.7	50,435,812	8.5	51,186,337	8.8	49,019,625	8.4
8	53,284,625	8.5	52,629,538	8.8	50,895,976	8.5	49,241,525	8.5	49,337,240	8.5
9	71,970,120	11.5	54,906,632	9.2	68,666,507	11.5	68,647,027	11.8	50,186,941	8.6
10	38,819,423	6.2	46,740,367	7.8	39,273,054	6.6	35,338,657	6.1	48,192,428	8.3
11	46,677,167	7.5	47,162,848	7.9	42,447,280	7.1	45,149,839	7.8	48,755,306	8.4
12	51,654,671	8.3	50,552,438	8.4	51,126,999	8.6	48,648,639	8.4	52,605,150	9.0
1	48,543,046	7.8	45,679,015	7.6	45,519,227	7.6	44,121,064	7.6	45,057,831	7.7
2	46,044,954	7.4	47,758,903	8.0	44,238,437	7.4	43,525,942	7.5	44,304,556	7.6
合計	624,554,378	100	598,364,943	100	595,902,759	100	582,476,283	100	583,486,773	100

構成比は四捨五入のため、各欄の合計と合計欄が一致しない場合があります。

(図 10) たばこ売り渡し本数の月別推移



6. 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税となっている。平成 11 年度までは都税として課税されていたが、制度改正により、平成 12 年度から特別区税に変わった。

練馬区では、平成 15 年 6 月に入湯税の対象となる温泉施設ができた。令和 4 年度の入湯税の収入額は、3,806 万円であった。

(令和 4 年度、23 区で入湯税の課税実績のある区：練馬、千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、江戸川)

- | | |
|-------------|--|
| (1) 納税義務者 | 鉱泉浴場の入湯客 |
| (2) 税 額 | 入湯客 1 人 1 日につき、150 円 |
| (3) 課税免除 | 年齢 12 歳未満の者
共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者
専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金(1,200 円)以下で入湯する者 |
| (4) 特別徴収義務者 | 鉱泉浴場の経営者 |
| (5) 納 期 等 | 鉱泉浴場の経営者は、入湯客から入湯税を徴収(特別徴収)し、毎月末日までに前月分を区に申告して納入金を納付しなければならない。 |

IV 都民税徴収取扱費

区 分		請求金額合計		内					
				1. 納税義務者数に よるもの		2. 都民税払込金額 によるもの		3. 納税通知書数に よるもの	
年 度		千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %
元	(算定基礎)	1,287,165	102.7	1,186,368 (395,456 人)	101.9 —	748 (10,687)	58.9 —	— (— 通)	— —
2	(算定基礎)	1,358,741	105.6	1,210,161 (403,387 人)	102.0 —	392 (5,598)	52.4 —	— (— 通)	— —
3	(算定基礎)	1,316,369	96.9	1,221,126 (407,042 人)	100.9 —	528 (7,538)	134.7 —	— (— 通)	— —
4	(算定基礎)	1,352,707	102.8	1,227,939 (409,313 人)	100.6 —	84 (1,193)	15.9 —	— (— 通)	— —
5	(算定基礎)	1,381,207	102.1	1,240,134 (413,378 人)	101.0 —	240 (3,429)	285.7 —	— (— 通)	— —

※ 上段は請求金額合計欄の内訳、下段の () 内は算定基礎数値である。

訳

4. 過誤納還付金額に よるもの		5. 還付加算金額に よるもの		6. 報奨金その他		7. 地方税法第47条第1項 第5号によるもの		8. 生命保険の二重課税に 係る給付金	
千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %	千円	前年比 %
55,675	86.3	210	77.8	—	—	44,164	192.2	—	—
(142,758)	—	(538)	—	—	—	44,164	—	—	—
62,168	111.7	185	88.1	—	—	85,835	194.4	—	—
(159,405)	—	(475)	—	—	—	85,835	—	—	—
67,714	108.9	97	52.4	—	—	26,904	31.3	—	—
(173,627)	—	(249)	—	—	—	26,904	—	—	—
80,988	119.6	178	183.5	—	—	43,518	161.8	—	—
(207,662)	—	(457)	—	—	—	43,518	—	—	—
88,736	109.6	93	52.2	—	—	52,004	119.5	—	—
(227,529)	—	(238)	—	—	—	52,004	—	—	—

内訳2「都民税払込金額によるもの」は、都民税払込金額に7/100を乗じた金額。

内訳3「納税通知書数によるもの」は、納税通知書1通につき60円。

税 の 証 明

令和4年度の証明書の有料交付件数は、103,935件で、前年比1.9%減となった。

有料交付した証明書は、主につぎのような事項に関して使用されている。

住民税の課税（非課税）証明、納税証明

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 扶養家族認定（健康保険証等） | (2) 医療費の助成・減免 |
| (3) 児童扶養手当・乳幼児医療等 | (4) 学費助成・減免、奨学金申請 |
| (5) 出入国在留管理庁・帰化申請等 | (6) 年金 |
| (7) 都・県・区営住宅 | (8) 銀行ローン・公的資金借入 |
| (9) 幼稚園・保育園 | (10) シルバーパス |

軽自動車税の納税証明

車検（継続検査）以外の用途

証明書の有料交付件数

年 度	件 数	前 年 比
	件	%
30	129,500	85.8
元	120,568	93.1
2	103,875	86.2
3	105,905	102.0
4	103,935	98.1

納税貯蓄組合

納税資金の準備(貯蓄)と円滑な納税に資する目的で、昭和26年4月1日に施行された「納税貯蓄組合法」に基づき設立する任意の団体。

納税貯蓄組合数

年 度	組 合 数	組 合 員 数	連 合 会 補 助 金	連 合 会 数
		人	千円	
30	109	4,544	500	2
元	79	4,270	550	2
2	78	4,126	550	2
3	78	4,118	550	2
4	77	4,111	550	2

参 考 資 料

1. 特別区税収入額の比較(令和4年度)

区 分	特 別 区 税		特 別 区 民 税			軽 自
	金 額	構成比	金 額	構成比	特別区税 との比率	金 額
	千円	%	千円	%	%	千円
千 代 田	22,504,047	1.9	19,464,085	1.7	86.5	35,696
中 央	35,639,508	3.0	33,153,400	3.0	93.0	56,918
港	96,964,351	8.0	91,743,905	8.2	94.6	85,959
新 宿	53,938,970	4.5	47,884,601	4.3	88.8	116,968
文 京	38,575,490	3.2	37,418,445	3.3	97.0	62,732
台 東	25,509,635	2.1	22,458,470	2.0	88.0	82,278
墨 田	27,946,562	2.3	25,508,537	2.3	91.3	127,780
江 東	59,092,445	4.9	54,762,884	4.9	92.7	220,862
品 川	56,653,664	4.7	52,947,687	4.7	93.5	145,134
目 黒	49,323,164	4.1	47,439,604	4.2	96.2	92,854
大 田	79,559,020	6.6	74,063,629	6.6	93.1	370,909
世 田 谷	133,415,932	11.1	128,425,342	11.4	96.3	363,693
渋 谷	61,228,657	5.1	58,118,150	5.2	94.9	86,917
中 野	38,153,538	3.2	35,946,915	3.2	94.2	125,995
杉 並	69,572,837	5.8	66,214,291	5.9	95.2	213,074
豊 島 (※)	35,838,537	3.0	32,255,705	2.9	90.0	96,914
北	32,654,677	2.7	30,152,029	2.7	92.3	150,893
荒 川	19,423,988	1.6	17,712,406	1.6	91.2	87,965
板 橋	49,955,947	4.1	45,816,039	4.1	91.7	298,663
練 馬	71,511,170	5.9	67,226,939	6.0	94.0	423,019
足 立	53,545,141	4.4	47,348,016	4.2	88.4	570,620
葛 飾	36,655,020	3.0	33,019,111	2.9	90.1	307,330
江 戸 川	58,639,858	4.9	52,882,127	4.7	90.2	454,688
計	1,206,302,158	100.0	1,121,962,317	100.0	93.0	4,577,861

※ 豊島区の特別区税額には、狭小住戸集合住宅税(法定外普通税)262,000千円を含む。

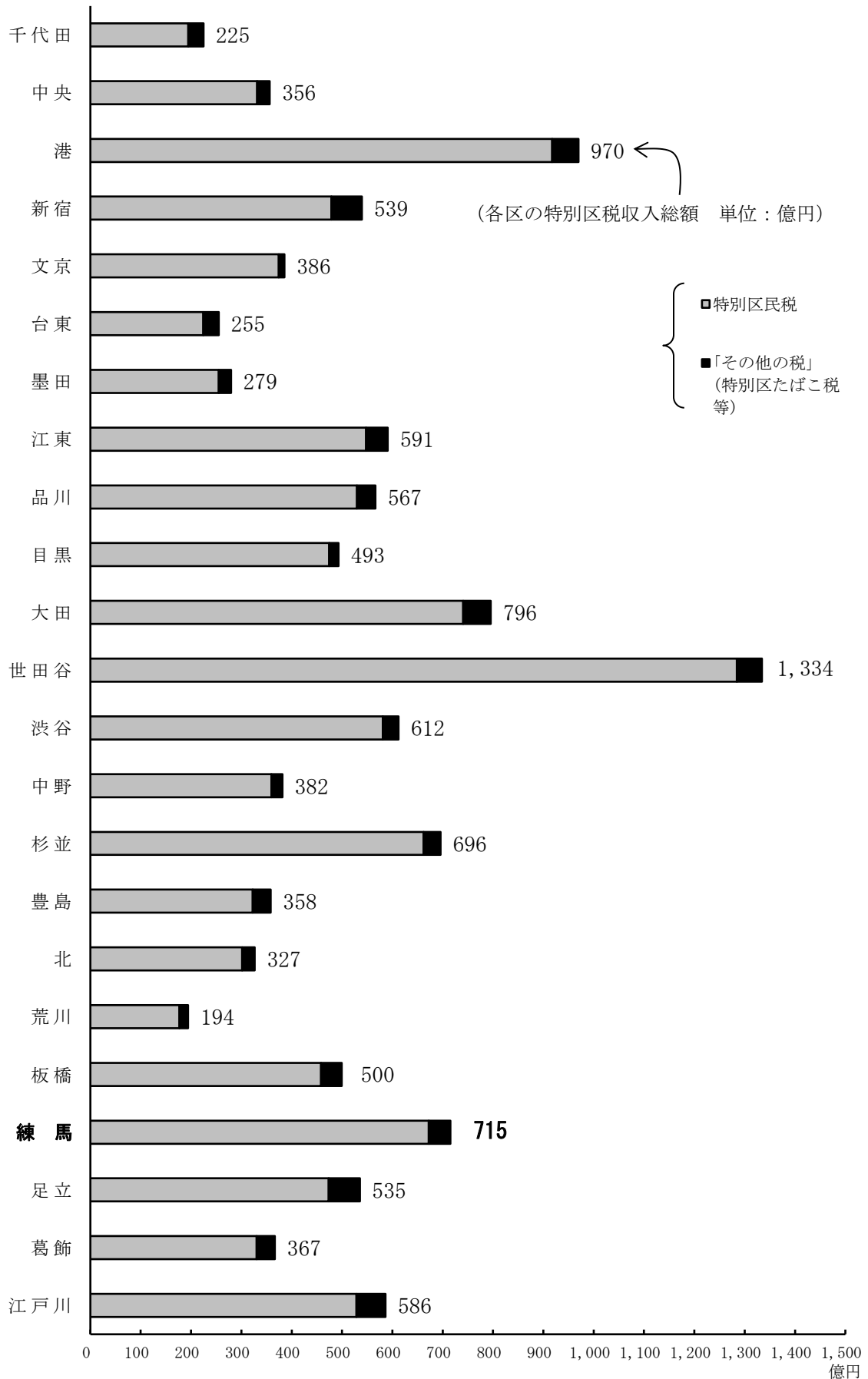
動 車 税		特別区たばこ税			入 湯 税		
構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率
%	%	千円	%	%	千円	%	%
0.8	0.2	2,998,617	3.8	13.3	5,649	1.7	0.0
1.2	0.2	2,419,828	3.1	6.8	9,362	2.8	0.0
1.9	0.1	5,131,116	6.5	5.3	3,371	1.0	0.0
2.6	0.2	5,883,262	7.4	10.9	54,139	16.3	0.1
1.4	0.2	1,060,827	1.3	2.8	33,486	10.1	0.1
1.8	0.3	2,957,283	3.7	11.6	11,604	3.5	0.0
2.8	0.5	2,297,158	2.9	8.2	13,087	3.9	0.0
4.8	0.4	4,043,996	5.1	6.8	64,703	19.5	0.1
3.2	0.3	3,560,843	4.5	6.3	—	—	—
2.0	0.2	1,790,706	2.3	3.6	—	—	—
8.1	0.5	5,108,109	6.5	6.4	16,373	4.9	0.0
7.9	0.3	4,618,780	5.8	3.5	8,117	2.4	0.0
1.9	0.1	3,023,590	3.8	4.9	—	—	—
2.8	0.3	2,080,628	2.6	5.5	—	—	—
4.7	0.3	3,125,479	3.9	4.5	19,993	6.0	0.0
2.1	0.3	3,210,995	4.1	9.0	12,923	3.9	0.0
3.3	0.5	2,351,755	3.0	7.2	—	—	—
1.9	0.5	1,623,617	2.1	8.4	—	—	—
6.5	0.6	3,840,533	4.9	7.7	712	0.2	0.0
9.2	0.6	3,823,153	4.8	5.3	38,059	11.5	0.1
12.5	1.1	5,626,505	7.1	10.5	—	—	—
6.7	0.8	3,322,078	4.2	9.1	6,501	2.0	0.0
9.9	0.8	5,269,532	6.7	9.0	33,511	10.1	0.1
100.0	0.4	79,168,390	100.0	6.6	331,590	100.0	0.0

2. 特別区税負担額の比較（令和4年度）(税込額ベース)

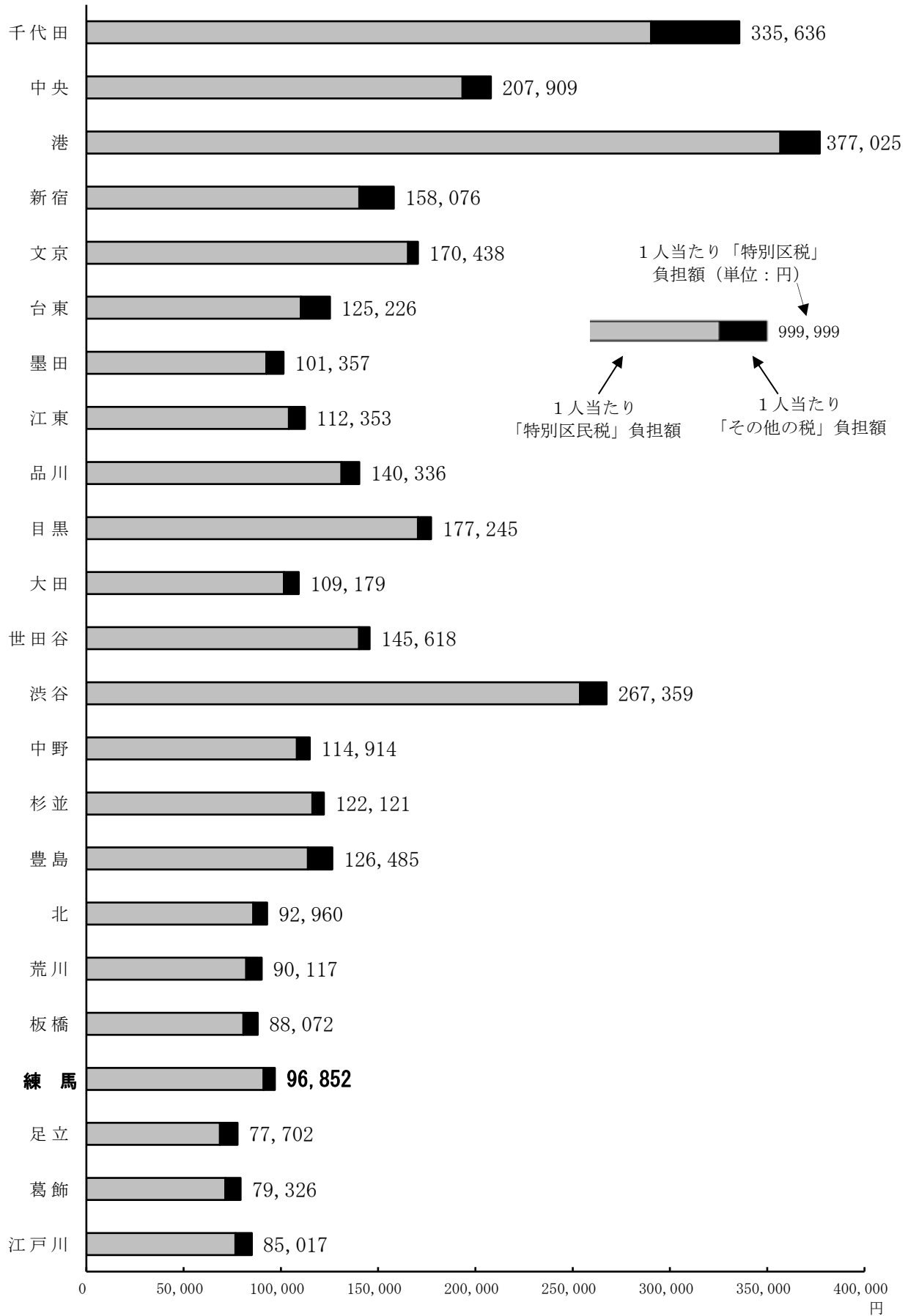
区 分	人 口 (4.1.1)		世 帯 (4.1.1)		特 別 区 税		特 別
	人	構 成 比 %	世帯	構 成 比 %	人口1人当たり 円	1世帯当たり 円	人口1人当たり 円
千 代 田	67,049	0.7	37,773	0.7	335,636	595,771	290,296
中 央	171,419	1.8	96,535	1.8	207,909	369,187	193,406
港	257,183	2.7	145,951	2.8	377,025	664,362	356,726
新 宿	341,222	3.6	216,903	4.1	158,076	248,678	140,333
文 京	226,332	2.4	123,199	2.3	170,438	313,115	165,325
台 東	203,709	2.1	124,181	2.4	125,226	205,423	110,248
墨 田	275,724	2.9	157,015	3.0	101,357	177,987	92,515
江 東	525,952	5.5	276,477	5.3	112,353	213,734	104,121
品 川	403,699	4.2	226,858	4.3	140,336	249,732	131,156
目 黒	278,276	2.9	156,910	3.0	177,245	314,340	170,477
大 田	728,703	7.7	398,254	7.6	109,179	199,770	101,638
世 田 谷	916,208	9.6	489,372	9.3	145,618	272,627	140,171
渋 谷	229,013	2.4	139,386	2.7	267,359	439,274	253,777
中 野	332,017	3.5	206,061	3.9	114,914	185,157	108,268
杉 並	569,703	6.0	323,702	6.2	122,121	214,929	116,226
豊 島	283,342	3.0	176,253	3.4	126,485	203,336	113,840
北	351,278	3.7	198,967	3.8	92,960	164,121	85,835
荒 川	215,543	2.3	117,089	2.2	90,117	165,891	82,176
板 橋	567,214	6.0	316,494	6.0	88,072	157,842	80,774
練 馬	738,358	7.8	381,830	7.3	96,852	187,285	91,049
足 立	689,106	7.2	359,923	6.8	77,702	148,768	68,709
葛 飾	462,083	4.9	239,622	4.6	79,326	152,970	71,457
江 戸 川	689,739	7.2	345,803	6.6	85,017	169,576	76,670
計	9,522,872	100.0	5,254,558	100.0	126,674	229,573	117,818

区 民 税	軽 自 動 車 税		特別区たばこ税		入 湯 税	
	1 世帯当たり	人口 1 人当たり	1 世帯当たり	人口 1 人当たり	1 世帯当たり	人口 1 人当たり
円	円	円	円	円	円	円
515,291	532	945	44,723	79,385	84	150
343,434	332	590	14,116	25,067	55	97
628,594	334	589	19,951	35,156	13	23
220,765	343	539	17,242	27,124	159	250
303,724	277	509	4,687	8,611	148	272
180,853	404	663	14,517	23,814	57	93
162,459	463	814	8,331	14,630	47	83
198,074	420	799	7,689	14,627	123	234
233,396	360	640	8,821	15,696	—	—
302,336	334	592	6,435	11,412	—	—
185,971	509	931	7,010	12,826	22	41
262,429	397	743	5,041	9,438	9	17
416,958	380	624	13,203	21,692	—	—
174,448	379	611	6,267	10,097	—	—
204,553	374	658	5,486	9,655	35	62
183,008	342	550	11,333	18,218	46	73
151,543	430	758	6,695	11,820	—	—
151,273	408	751	7,533	13,867	—	—
144,761	527	944	6,771	12,135	1	2
176,065	573	1,108	5,178	10,013	52	100
131,550	828	1,585	8,165	15,633	—	—
137,797	665	1,283	7,189	13,864	14	27
152,926	659	1,315	7,640	15,239	49	97
213,522	481	871	8,313	15,067	35	63

(図11) 23区の特別区税収入額の内訳 (令和4年度)



(図12) 23区1人あたり特別区税負担額（令和4年度）（税収額ベース）



3. 特別区民税・都民税の調定額および収入額

区分 税目		平成30年度							
		調定額				収入額			
		特別区民税	都民税	合計	前年比	特別区民税	都民税	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	16,779,274	11,083,299	27,862,573	98.5	16,038,660	10,593,054	26,631,714	98.8
	特別徴収	46,194,076	30,549,955	76,744,031	104.0	46,226,838	30,572,336	76,799,174	104.1
	(給与)	(44,061,607)	(29,161,398)	(73,223,005)	(104.2)	(44,092,450)	(29,182,592)	(73,275,042)	(104.2)
	(年金)	(2,132,469)	(1,388,557)	(3,521,026)	(101.0)	(2,134,388)	(1,389,744)	(3,524,132)	(101.1)
	過年度分	311,632	206,250	517,882	103.2	263,028	173,895	436,923	102.8
	計	63,284,982	41,839,504	105,124,486	102.5	62,528,526	41,339,285	103,867,811	102.7
	滞納繰越分	1,965,926	1,299,727	3,265,653	76.6	1,076,098	711,439	1,787,537	92.1
	合計	65,250,908	43,139,231	108,390,139	101.5	63,604,624	42,050,724	105,655,348	102.5

区分 税目		令和2年度							
		調定額				収入額			
		特別区民税	都民税	合計	前年比	特別区民税	都民税	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	16,326,580	10,785,052	27,111,632	101.5	15,768,467	10,418,916	26,187,383	103.3
	特別徴収	48,751,665	32,240,382	80,992,047	102.6	48,678,256	32,188,895	80,867,151	102.8
	(給与)	(46,663,847)	(30,882,005)	(77,545,852)	(102.8)	(46,589,185)	(30,829,623)	(77,418,808)	(103.0)
	(年金)	(2,087,818)	(1,358,377)	(3,446,195)	(99.6)	(2,089,071)	(1,359,272)	(3,448,343)	(99.6)
	過年度分	276,373	182,665	459,038	79.2	233,756	154,544	388,300	83.8
	計	65,354,618	43,208,099	108,562,717	102.2	64,680,479	42,762,355	107,442,834	102.9
	滞納繰越分	1,415,749	935,997	2,351,746	101.8	688,771	455,369	1,144,140	82.8
	合計	66,770,367	44,144,096	110,914,463	102.2	65,369,250	43,217,724	108,586,974	102.6

区分 税目		令和4年度							
		調定額				収入額			
		特別区民税	都民税	合計	前年比	特別区民税	都民税	合計	前年比
現 年 課 税 分	普通徴収	17,520,642	11,584,674	29,105,316	106.6	16,977,895	11,225,928	28,203,823	106.5
	特別徴収	49,454,409	32,696,636	82,151,045	101.2	49,426,328	32,678,066	82,104,394	101.4
	(給与)	(47,310,612)	(31,304,265)	(78,614,877)	(101.2)	(47,280,165)	(31,284,155)	(78,564,320)	(101.5)
	(年金)	(2,143,797)	(1,392,371)	(3,536,168)	(99.9)	(2,146,163)	(1,393,911)	(3,540,074)	(99.9)
	過年度分	300,723	198,887	499,610	82.5	256,515	169,598	426,113	81.6
	計	67,275,774	44,480,197	111,755,971	102.4	66,660,738	44,073,592	110,734,330	102.6
	滞納繰越分	974,418	644,248	1,618,666	79.2	566,201	374,351	940,552	81.2
	合計	68,250,192	45,124,445	113,374,637	102.0	67,226,939	44,447,943	111,674,882	102.3

※ 金額は、決算数値による。(令和5年度を除く)

(単位：千円、%)

令和元年度									
収入歩合	調定額				収入額				収入歩合
	特別区民税	都民税	合計	前年比	特別区民税	都民税	合計	前年比	
95.6	16,086,434	10,616,122	26,702,556	95.8	15,269,560	10,078,237	25,347,797	95.2	94.9
100.1	47,505,438	31,416,976	78,922,414	102.8	47,329,176	31,298,484	78,627,660	102.4	99.6
(100.1)	(45,410,360)	(30,052,346)	(75,462,706)	(103.1)	(45,233,260)	(29,933,371)	(75,166,631)	(102.6)	(99.6)
(100.1)	(2,095,078)	(1,364,630)	(3,459,708)	(98.3)	(2,095,916)	(1,365,113)	(3,461,029)	(98.2)	(100.0)
84.4	348,990	230,853	579,843	112.0	279,090	184,474	463,564	106.1	80.0
98.8	63,940,862	42,263,951	106,204,813	101.0	62,877,826	41,561,195	104,439,021	100.5	98.3
54.7	1,402,273	907,105	2,309,378	70.7	832,063	549,980	1,382,043	77.3	59.8
97.5	65,343,135	43,171,056	108,514,191	100.1	63,709,889	42,111,175	105,821,064	100.2	97.5

令和3年度									
収入歩合	調定額				収入額				収入歩合
	特別区民税	都民税	合計	前年比	特別区民税	都民税	合計	前年比	
96.6	16,432,534	10,860,484	27,293,018	100.7	15,943,760	10,536,501	26,480,261	101.1	97.0
99.9	48,878,241	32,315,467	81,193,708	100.2	48,743,791	32,226,603	80,970,394	100.1	99.7
(99.8)	(46,732,782)	(30,921,326)	(77,654,108)	(100.1)	(46,595,990)	(30,830,939)	(77,426,929)	(100.0)	(99.7)
(100.1)	(2,145,459)	(1,394,141)	(3,539,600)	(102.7)	(2,147,801)	(1,395,664)	(3,543,465)	(102.8)	(100.1)
84.6	364,931	240,528	605,459	131.9	314,525	207,923	522,448	134.5	86.3
99.0	65,675,706	43,416,479	109,092,185	100.5	65,002,076	42,971,027	107,973,103	100.5	99.0
48.7	1,230,936	813,737	2,044,673	86.9	697,626	461,182	1,158,808	101.3	56.7
97.9	66,906,642	44,230,216	111,136,858	100.2	65,699,702	43,432,209	109,131,911	100.5	98.2

令和5年度(6月末)				
収入歩合	調定額			
	特別区民税	都民税	合計	対前年決算比
96.9	16,034,052	10,599,095	26,633,147	91.5
99.9	51,098,824	33,774,876	84,873,700	103.3
(99.9)	(48,923,078)	(32,362,380)	(81,285,458)	(103.4)
(100.1)	(2,175,746)	(1,412,496)	(3,588,242)	(101.5)
85.3	166,987	110,356	277,343	55.5
99.1	67,299,863	44,484,327	111,784,190	100.0
58.1	891,270	569,829	1,461,099	90.3
98.5	68,191,133	45,054,156	113,245,289	99.9

4. 特別区民税の納税義務者数等に関する調（課税状況等の調による）

年 度	区 分 ※ 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
		納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	所得割額 (千円)
3	給与所得者	6,642	22,376	320,807	1,120,462	51,012,511
	営業等所得者	1,790	6,238	18,277	63,936	3,265,943
	農業所得者	2	6	21	73	2,532
	その他の所得者	6,018	20,864	47,686	166,860	8,409,810
	家屋敷等のみ	328	1,148	—	—	—
	合計	14,780	50,632	386,791	1,351,331	62,690,796
	前年比(%)	102.7	103.1	100.5	100.5	99.6
4	給与所得者	6,565	22,043	324,134	1,131,914	52,082,741
	営業等所得者	1,851	6,451	17,749	62,085	3,727,390
	農業所得者	1	4	22	77	3,316
	その他の所得者	6,147	21,297	47,986	167,894	8,901,400
	家屋敷等のみ	380	1,330	—	—	—
	合計	14,944	51,125	389,891	1,361,970	64,714,847
	前年比(%)	101.1	101.0	100.8	100.8	103.2
5	給与所得者	6,683	22,408	328,903	1,148,465	53,956,430
	営業等所得者	1,927	6,725	17,588	61,528	3,328,008
	農業所得者	2	7	14	49	2,335
	その他の所得者	6,102	21,125	48,037	168,072	8,747,220
	家屋敷等のみ	382	1,337	—	—	—
	合計	15,096	51,602	394,542	1,378,114	66,033,993
	前年比(%)	101.0	100.9	101.2	101.2	102.0

※ 所得者区分…納税義務者が、給与所得・営業所得・農業所得等の2以上の所得を有する場合は、所得が一番多い所得者区分に計上している。

各年7月1日現在

合 計					
均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数	
納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	(人)	構成比 (%)
327,449	1,142,838	320,807	51,012,511	327,449	81.5
20,067	70,174	18,277	3,265,943	20,067	5.0
23	79	21	2,532	23	0.0
53,704	187,724	47,686	8,409,810	53,704	13.4
328	1,148	—	—	328	0.1
401,571	1,401,963	386,791	62,690,796	401,571	100.0
100.6	100.6	100.5	99.6	100.6	—
330,699	1,153,957	324,134	52,082,741	330,699	81.7
19,600	68,536	17,749	3,727,390	19,600	4.8
23	81	22	3,316	23	0.0
54,133	189,191	47,986	8,901,400	54,133	13.4
380	1,330	—	—	380	0.1
404,835	1,413,095	389,891	64,714,847	404,835	100.0
100.8	100.8	100.8	103.2	100.8	—
335,586	1,170,873	328,903	53,956,430	335,586	81.9
19,515	68,253	17,588	3,328,008	19,515	4.8
16	56	14	2,335	16	0.0
54,139	189,197	48,037	8,747,220	54,139	13.2
382	1,337	—	—	382	0.1
409,638	1,429,716	394,542	66,033,993	409,638	100.0
101.2	101.2	101.2	102.0	101.2	—

5. 特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調（課税状況等の調による）

課税標準 額の段階	区分 納税 義務者数 (人)	総所得金額等						
		総所得等(※)	分離分					
			長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
10万円以下の金額	11,383	7,891,247	14,672,073	102,729	1,020,323	499,800	31,845	265,485
10万円を超え 100万円以下	91,918	134,063,466	9,147,818	65,210	1,195,376	339,707	73,289	168,146
100万円を超え 200万円以下	108,205	274,567,068	7,027,296	39,356	197,040	375,960	87,586	135,665
200万円を超え 300万円以下	69,935	263,948,076	5,400,579	74,957	1,131,123	498,064	221,301	241,153
300万円を超え 400万円以下	38,378	193,730,426	3,844,235	54,261	453,753	356,832	225,049	143,011
400万円を超え 550万円以下	31,439	206,093,737	4,139,922	48,055	734,989	672,941	87,804	225,223
550万円を超え 700万円以下	14,819	122,451,303	7,254,486	61,856	1,785,365	436,785	175,332	190,653
700万円を超え 1,000万円以下	14,153	148,603,225	4,988,661	20,012	768,755	645,410	115,120	150,010
1,000万円を 超える金額	14,312	311,590,521	17,557,731	102,548	4,228,252	7,834,626	1,626,659	339,091
合計	394,542	1,662,939,069	74,032,801	568,984	11,514,976	11,660,125	2,643,985	1,858,437

※ 総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

※ 一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

※ 上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

令和5年7月1日現在
単位：千円

所得控除	課税標準額						
	総所得等(※)	分離分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
7,789,367	535,944	14,376,691	95,022	999,066	425,085	29,858	232,469
80,895,486	53,168,413	9,147,665	65,202	1,195,357	339,578	73,194	168,117
115,281,915	159,285,603	7,027,160	39,351	197,031	375,813	87,479	135,619
92,329,685	171,618,830	5,400,468	74,948	1,131,104	497,901	221,207	241,110
61,277,937	132,452,869	3,844,165	47,561	453,736	356,692	224,953	142,966
59,702,223	146,391,898	4,139,847	48,048	734,974	672,808	87,700	225,173
31,152,676	91,298,903	7,254,423	61,849	1,785,348	436,701	175,257	190,623
31,172,673	117,430,920	4,988,598	15,595	768,734	645,274	115,018	149,968
33,262,479	278,328,696	17,557,617	102,539	4,228,205	7,834,410	1,626,428	339,054
512,864,441	1,150,512,076	73,736,634	550,115	11,493,555	11,584,262	2,641,094	1,825,099

課税標準 額の段階	算 出 税 額						
	総所得等(※)	分 離 分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
10万円以下の金額	31,722	420,941	5,131	29,972	12,753	896	6,974
10万円を超え 100万円以下	3,186,402	268,168	3,521	35,861	10,187	2,196	5,044
100万円を超え 200万円以下	9,552,573	207,076	2,125	5,911	11,274	2,624	4,069
200万円を超え 300万円以下	10,294,103	159,603	4,047	33,933	14,937	6,636	7,233
300万円を超え 400万円以下	7,945,479	114,594	2,769	13,612	10,701	6,749	4,289
400万円を超え 550万円以下	8,782,127	123,026	2,595	22,049	20,184	2,631	6,755
550万円を超え 700万円以下	5,477,266	216,305	3,340	53,560	13,101	5,258	5,719
700万円を超え 1,000万円以下	7,045,232	149,387	975	23,062	19,358	3,451	4,499
1,000万円を 超える金額	16,699,116	524,724	5,537	126,846	235,033	48,793	10,171
合 計	69,014,020	2,183,824	30,040	344,806	347,528	79,234	54,753

※ 総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

※ 一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

※ 上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

令和5年7月1日現在
単位：千円

税額控除額	税額調整額	配当割額の 控除額	株式等譲渡所得 割額の控除額	減免税額	所得割額
28,161	16	729	831	11	478,641
278,357	1,406	5,656	3,258	906	3,221,796
653,812	323	9,304	5,638	1,566	9,115,009
837,319	—	9,804	6,800	—	9,666,569
658,971	—	10,063	8,291	—	7,420,868
676,993	—	9,632	6,868	—	8,265,874
458,874	—	7,537	6,333	—	5,301,805
631,975	—	8,400	10,000	—	6,595,589
1,602,960	—	39,248	42,653	—	15,965,359
5,827,422	1,745	100,373	90,672	2,483	66,031,510

6. 特別区民税の減免該当者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分	令 和 2 年 度						令 和		
	均等割のみ		均 + 所		計		均等割のみ		均 +
	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除	軽減	免除
生活保護法の規定による保護を受ける者	—	—	101	—	101	—	1	—	113
当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他特別の理由による者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	101	—	101	—	1	—	113

※ 本表は、練馬区特別区税条例第36条による減免該当者に関する調である。

7. 特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分 年 度	生活保護法の規定による 生活扶助を受けている者	障 害 者	未 成 年 者	寡婦または ひとり親※1				
					人	人	人	人
令和2年度	前年比	6,747	前年比	5,238	前年比	11,055	前年比	5,359
	%		%		%		%	
	98.1		105.0		104.9		99.8	
令和3年度	前年比	6,814	前年比	5,388	前年比	9,445	前年比	5,560
	%		%		%		%	
	101.0		102.9		85.4		103.8	
令和4年度	前年比	6,659	前年比	5,673	前年比	9,137	前年比	5,533
	%		%		%		%	
	97.7		105.3		96.7		99.5	

※1 令和2年度は、寡婦と寡夫の合計人数。

※2 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項、練馬区特別区税条例第10条第2項の規定により、前年の合計所得金額が条例に定める金額以下であるため、所得割に加え均等割も課税されない者をいう。

(単位：人)

3 年 度			令 和 4 年 度					
所	計		均等割のみ		均 + 所		計	
軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減
—	114	—	4	—	68	—	72	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	1	—	1	—
—	114	—	4	—	69	—	73	—

条例に定める 一定金額以下の者※2		合 計	
人		人	
前年比	152,626	前年比	181,025
%		%	
99.4		99.8	
人		人	
前年比	153,060	前年比	180,267
%		%	
100.3		99.6	
人		人	
前年比	150,462	前年比	177,464
%		%	
98.3		98.4	

8. 年齢区分別特別区民税課税額（令和4年度賦課ベース）

（単位：人、円）

年齢区分	納税義務者数	一人当たり 平均課税額	課税額合計 (年額)
20～24歳	21,573	68,773	1,483,646,200
25～29歳	43,256	101,113	4,373,753,900
30～34歳	40,429	126,028	5,095,185,000
35～39歳	39,946	151,779	6,062,971,000
40～44歳	39,791	177,251	7,053,009,500
45～49歳	44,642	192,656	8,600,546,800
50～54歳	44,445	213,071	9,469,953,500
55～59歳	35,829	233,496	8,365,940,600
60～64歳	26,613	203,099	5,405,078,400
65～69歳	20,389	166,022	3,385,032,700
70～74歳	19,586	144,846	2,836,945,500
75～79歳	11,892	155,772	1,852,435,700
80～84歳	9,087	127,512	1,158,703,600
85歳以上	10,364	136,816	1,417,959,200
合計	407,842	163,203	66,561,161,600

※ 令和5年5月末時点の賦課年度ベースにおける数値であり、決算額とは一致しない。

※ 現年分離課税である退職分離課税分は含まない。

税務概要

令和5年(2023年)9月発行

編集・発行 練馬区 区民部

税務課・収納課

TEL (3993)1111(代)